

第4次越前町地域福祉計画



令和4年3月

越前町

ごあいさつ

近年、少子高齢化、人口減少、核家族化の進行に伴い、支援を必要とする人や社会的に孤立した生活を送らざるを得ない世帯が増えています。

さらに、突発的な災害や新型コロナウイルス感染症の発生など、変化の激しい予測困難な社会問題が出現し、地域福祉に対するニーズが複雑、多様化しています。

このような中で、越前町では町民アンケート調査や関係団体へのヒアリング調査などでのご意見を参考にし、「第4次越前町地域福祉計画」の策定に取り組んでまいりました。

この計画の基本理念は「人のつながりを大切にし、お互いに助けあう思いやりのまち」です。地域福祉の課題解決に向けて、行政はもとより、町民、各種団体、関係機関との協働による包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援により、地域共生社会の実現に取り組んでまいりますので、町民の皆様の尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本計画策定にあたり、ご審議いただきました策定委員の皆様やアンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

越前町長 青柳良彦

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1-1	計画の趣旨	2
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	6
1-4	SDGsの取組み	7
第2章	越前町の福祉を取り巻く現状	
2-1	越前町の概要	10
2-2	福祉の状況	16
第3章	基本構想	
3-1	基本理念	24
3-2	基本目標	25
3-3	計画の構成	26
第4章	基本計画	
4-1	地域福祉を支える人づくり	28
	(1) ボランティア活動者の確保	
	(2) 地域における福祉活動の中核となる担い手の育成	
	(3) 当事者組織の育成・支援（児童・障がい者・高齢者・他）	
4-2	誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり	36
	(1) 住民主体の地域福祉活動の促進	
	(2) 誰にでも優しいまちづくり	
	(3) 災害に備えた体制の整備	
	(4) 自立した生活を支えるしくみの整備	
4-3	福祉サービスが利用しやすい環境づくり	49
	(1) 包括的な支援体制の整備	

第5章 計画推進に向けて

- 5-1 重点的に取組む事項 56
- 5-2 町民・事業者・町の協働による計画の推進 57
- 5-3 計画の推進体制の確立 57

資料編

1. 越前町地域福祉計画策定委員会設置要綱
2. 策定委員会の委員名簿
3. 策定の経過
4. 第4次越前町地域福祉計画策定に関するアンケート調査票

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画の趣旨

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる問題を抱えるなど「複合化」しています。

このような課題に対応していくためには、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難であるため、包括的に支援していくことが必要です。

国は、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係としてではなく、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会をつくる「地域共生社会」の実現を目指し、取組みを進めています。平成29年5月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立により、社会福祉法が改正され、市町村による地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

本町では、平成29年3月に「第3次越前町地域福祉計画」を策定し、さまざまな施策を進めてきました。第3次計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、これまでの取組みを評価するとともに、町内の地域福祉活動の現状をふまえながら、より実効性のある施策を展開するために「第4次越前町地域福祉計画」を策定しました。

【社会福祉法抜粋】

(地域福祉の推進)

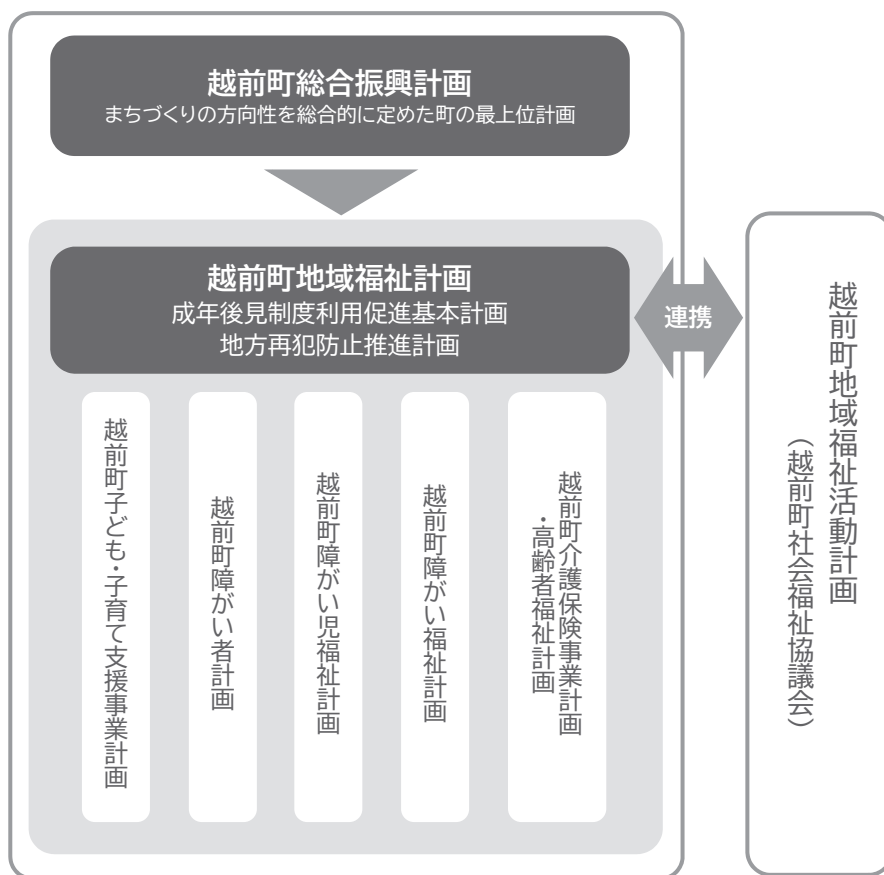
- 第4条** 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

越前町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するもので、「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

また、町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」など、目標を共有している計画と連携をとりながら推進していきます。

■成年後見制度※利用促進基本計画・再犯防止推進計画

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。さらに、再犯の防止等に関する法律が施行され、国及び地方公共団体の責務、民間協力者などとの緊密な連携協力の確保、地方再犯防止推進計画の策定等が明確に位置づけられました。本町では、国の動向をふまえ、地域福祉計画に成年後見制度利用促進と再犯防止に関する取り組みなどを盛り込むことにより、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。



※成年後見制度…判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人などが行うしくみ。

【社会福祉法抜粋】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【成年後見制度利用促進法抜粋】

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【再犯防止推進法抜粋】

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

【第二次越前町総合振興計画】

「町民一人ひとりが幸せを実感し、誇りをもって充実した人生を歩み続けることができる『ふるさと越前町』の創生」をまちづくりの基本理念とし、「人と技 海土里織りなす 快適なまち ～越前E-town brandのさらなる躍進～」を将来像とした第二次越前町総合振興計画は、平成28年度から令和7年度を計画期間としています。

今後のまちづくりにおいては、町民同士、町民と行政あるいは産・学・金・労・言をはじめとする多様な主体が協働・連携することでネットワークを構築し、『共に考え、行動する』ことにより、将来像の実現を目指します。

町民、行政、関係者相互の綿密なコミュニケーションを通じて、各々が果たすべき役割を認識し、地域のニーズに即した効率的・効果的施策を実践することにより、協働・連携によるまちづくりを展開します。

地域福祉に関連する施策として下記のものあげられます。

2. 誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり

2-1 安心して住み続けられる保健・医療と福祉の充実

- 誰もが生涯にわたって健康に暮らし続けられる町を目指し、町民の健康づくりや保健・医療環境の向上、超高齢社会を見据えた高齢者福祉の充実、人口減少対策の要となる子育て支援の強化、障がい者福祉の充実、社会保障制度の健全運営と周知・啓発を図ります。

- 2-1-1 健康づくりの推進
- 2-1-2 保健事業の推進
- 2-1-3 医療環境の充実
- 2-1-4 子育て支援の充実
- 2-1-5 高齢者福祉の充実
- 2-1-6 障がい者福祉の充実
- 2-1-7 安定した社会保障制度の確立

3. 人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり

3-1 町民主体のまちづくりの推進

- 町民がイキイキと活躍できる町を目指し、町民・行政・多様な主体のネットワークの構築を図りながら、協働によるまちづくり活動の推進や地域コミュニティ活動の活性化を支援するなど、町民主体のまちづくりを推進します。また、男女共同参画の取組みを展開し、男女ともに活躍できる地域社会の実現を図ります。

- 3-1-1 町民と協働できるまちづくりの推進
- 3-1-2 地域コミュニティの育成
- 3-1-3 男女共同参画社会の推進

1-3

計画の期間

第4次計画は、計画の開始年度を令和4年度とし、目標年度を令和8年度とする5ヶ年計画とします。

■計画の期間

計 画 名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
越前町総合振興計画	第二次越前町総合振興計画前期基本計画 (平成27年度～令和2年度)				第二次越前町総合振興計画後期基本計画 (令和3年度～令和7年度)					
越前町地域福祉計画	第3次計画(平成29年度～令和3年度)				第4次計画(令和4年度～8年度)					
越前町地域福祉活動計画 (越前町社会福祉協議会)	第3次計画(平成29年度～令和3年度)				第4次計画(令和4年度～8年度)					
越前町介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画	第6期 計画	第7期計画 (平成30年度～令和2年度)			第8期計画 (令和3年度～5年度)			第9期計画 (令和6年度～8年度)		
越前町障がい者計画	第3次計画(平成29年度～令和3年度)				第4次計画(令和4年度～8年度)					
越前町障がい福祉計画	第4期 計画	第5期計画 (平成30年度～令和2年)			第6期計画 (令和3年度～5年度)			第7期計画 (令和6年度～8年度)		
越前町障がい児福祉計画		第1期計画 (平成30年度～令和2年)			第2期計画 (令和3年度～5年度)			第3期計画 (令和6年度～8年度)		
越前町子ども・子育て 支援事業計画	第1期事業計画 (平成27年度～31年度)			第2期事業計画 (令和2年度～6年度)						

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27年9月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。

令和12年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2年からの10年をSDGs達成に向けた『行動の10年』とされています。

第二次越前町総合振興計画後期基本計画では、施策とSDGsの17のゴールと関連づけて取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、第二次越前町総合振興計画後期基本計画に連動し、SDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 越前町の福祉を取り巻く現状

第2章 越前町の福祉を取り巻く現状

2-1 越前町の概要

(1) 地 勢

本町は、福井県嶺北地方の西端に位置し、東西17.9km、南北17.3km、面積152.97km²で、西は日本海に面し、東は鯖江市、南は越前市並びに南越前町、北は福井市にそれぞれ接しています。

町の大半は丹生山地に属し、全体的に標高が高く、沿岸部から北部にかけて500m級の山々が連なっています。このため町域に占める森林の割合は74.4%と高く、農用地は東部に広がる越前平野と中央部の織田盆地、宮崎盆地に平地を残す以外は中山間地域に点在し、その割合は9.3%と低くなっています。

なお、沿岸部の山系を分水嶺として、東部は大半が天王川流域、沿岸部は梅浦川など複数の小河川の流域となり、天王川流域では山地の間を縫うように小規模な谷や盆地、河川が入り組んでいます。

(2) 歴史・沿革

本町の歴史は古く、縄文時代にはじまるといわれ、打製石斧をはじめとする土器や古墳群などの遺跡が各地で出土していることから、古くから人々の営みがなされていたことがうかがえます。

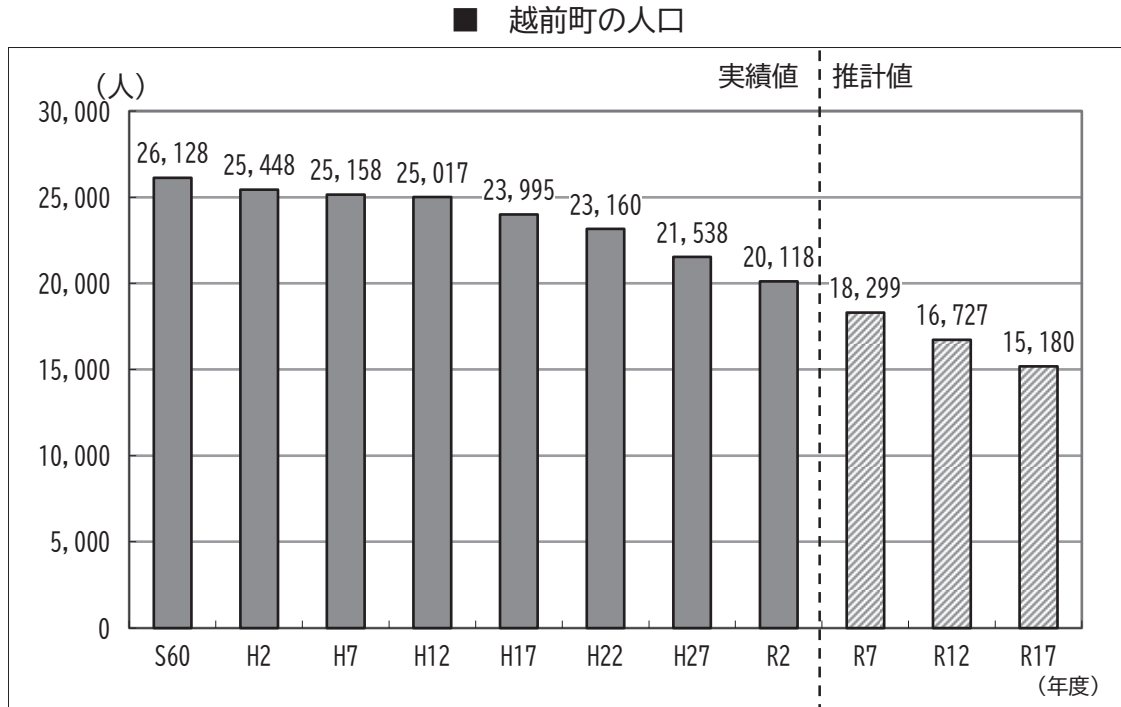
中世以降、泰澄大師や戦国武将・織田氏一族といった歴史的人物のゆかりの地となるほか、越前焼の発祥地や海上交通の拠点として栄えてきました。

江戸時代には天領、福井藩、大野藩などに属し、その後、明治から昭和の大合併を経て朝日町・宮崎村・越前町・織田町となり、平成17年2月1日に4町村が合併し、現在の町域となりました。

(3) 人口

① 人口

越前町の総人口は、昭和60年の26,128人をピークとして徐々に減少し、令和2年時点で20,118人となっており、今後も減少していくことが見込まれます。

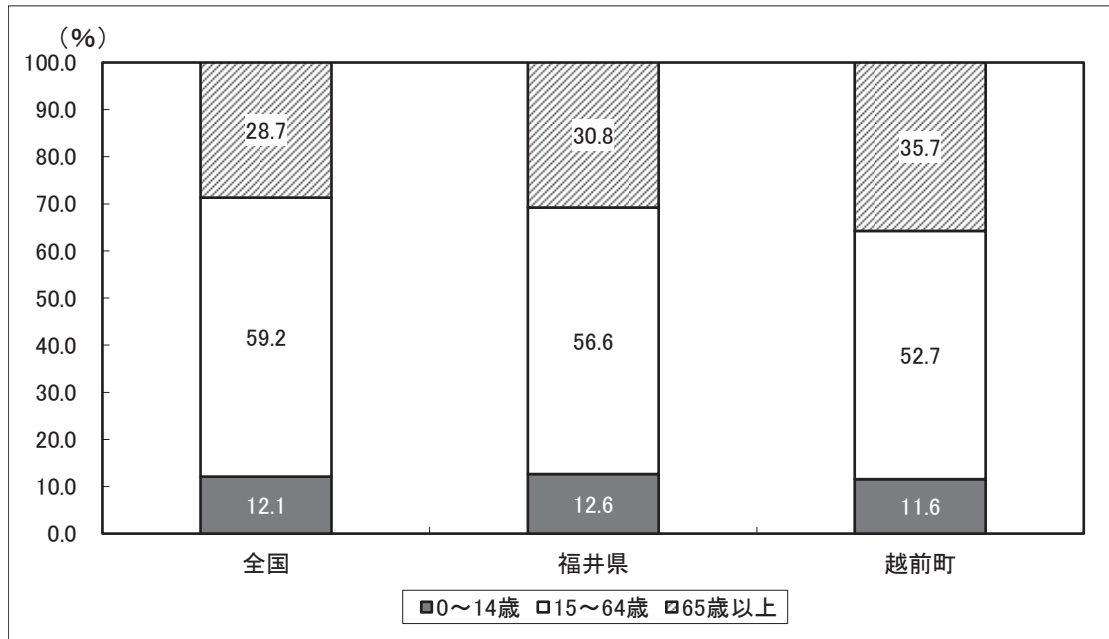


資料：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

② 年齢階級別人口

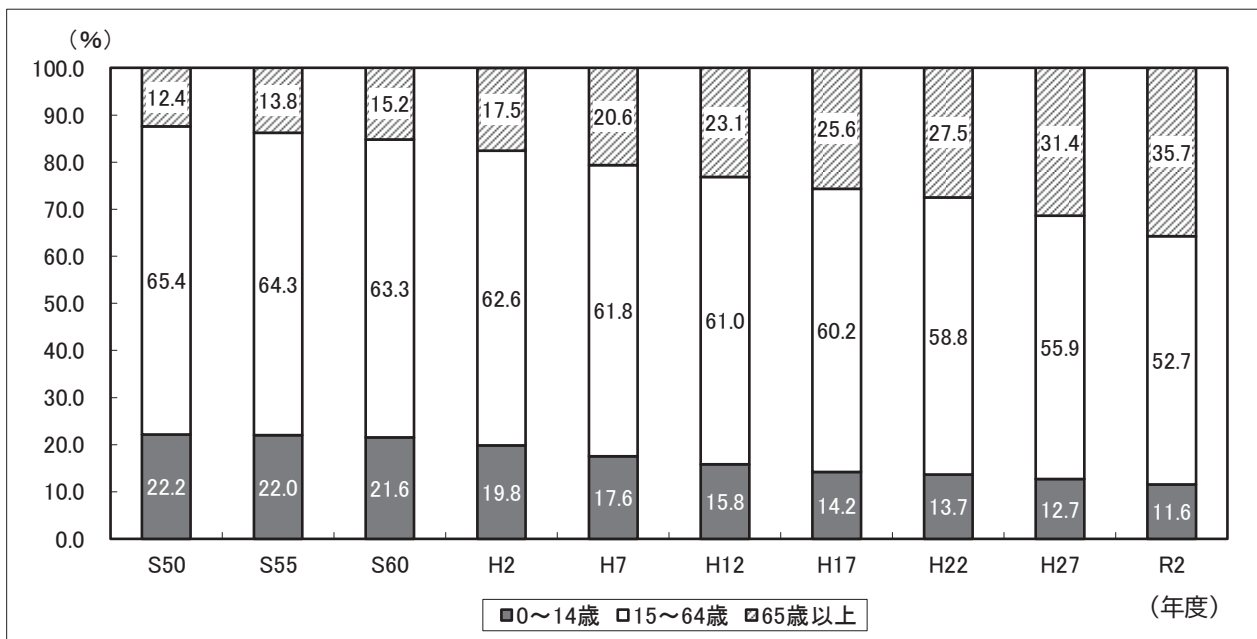
人口構造をみると、本町は全国平均と県平均に比べ65歳以上の老年人口割合（越前町35.7%、福井県30.8%、全国28.7%）が高くなっています。また、年次変化をみても、年少人口割合が減り、老年人口割合が増えていることから、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■ 全国、および福井県、越前町の年齢別（3区分）人口割合



資料：総務省「令和2年国勢調査」

■ 越前町の年齢別（3区分）人口割合の推移



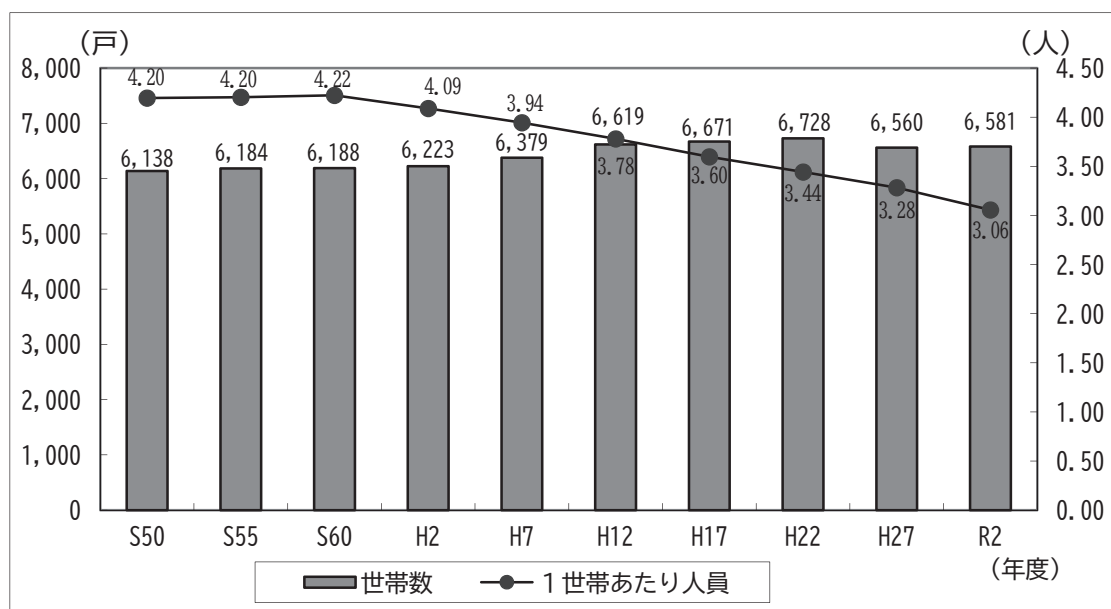
資料：総務省「国勢調査」

③ 世帯数・世帯人員

本町の世帯数は宅地造成などの効果により増加傾向にあったものの、平成27年には減少に転じ、令和2年時点で6,581世帯となっております。

一方、1世帯あたりの平均人員は3.06人で、県値(2.63人)を上回っていますが、昭和60年以降は一貫して減少傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。

■ 越前町の世帯数と1世帯あたりの人員



資料：総務省「国勢調査」

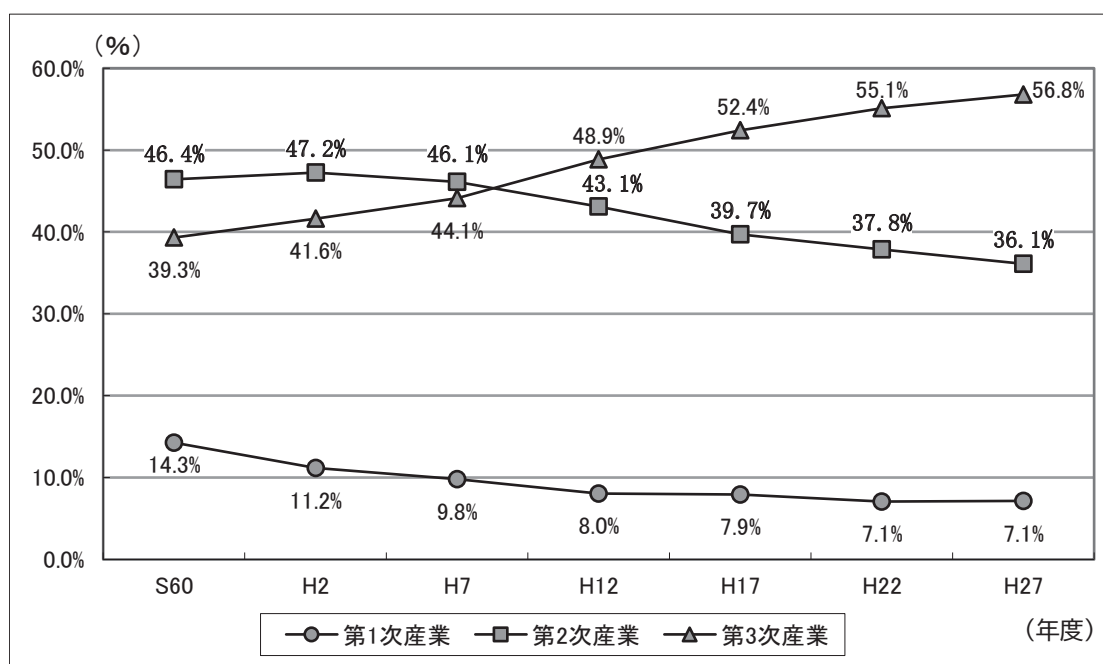
(4) 産業

① 産業構造の推移

就業人口は、平成27年10月1日現在11,129人で、就業率（15歳以上の人口に占める割合）は、59.2%と全国値（53.7%）よりも高くなっています。

産業構造をみると、第1次産業と第2次産業の割合は、減少傾向にあります。県値（第1次：3.8%、第2次：31.3%）や全国値（第1次：4.0%、第2次：25.0%）より高く、地域特性を活かした農林水産業や製造業が盛んであることがうかがえます。第1次産業は、従来、集落単位の農作業など、地域が助けあって行ってきた共同作業の場でもあり、その減少は、地域コミュニティの変容に、少なからず影響をもたらしていると考えられます。

■ 越前町の産業別就業者構成比の推移

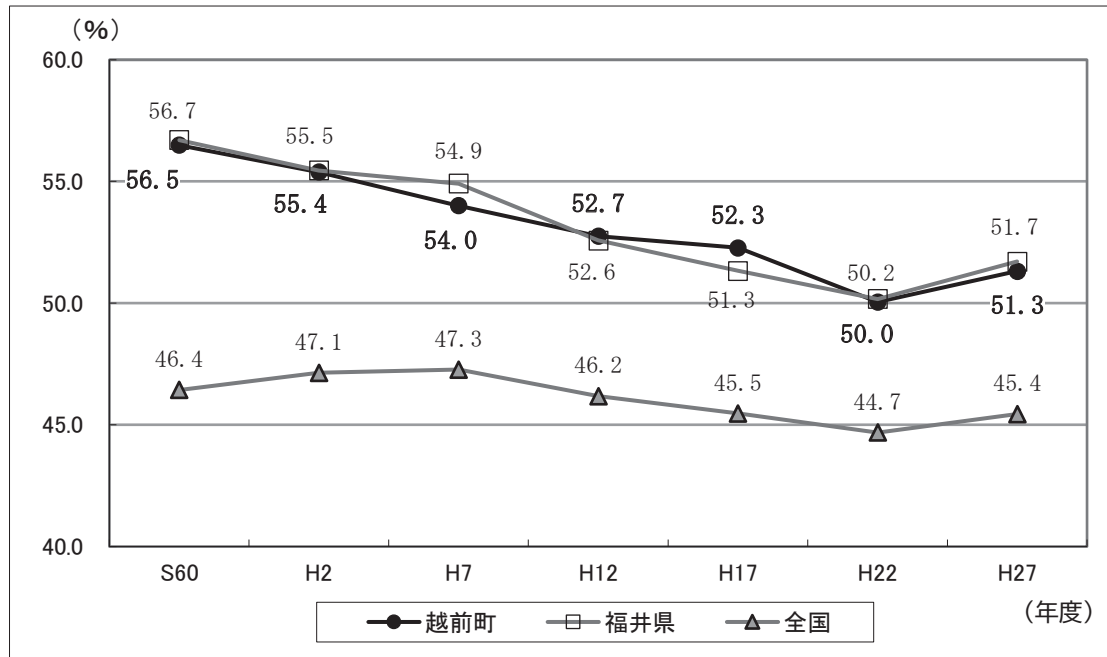


資料：総務省「国勢調査」

② 女性就業率*の推移

本県の女性就業率は51.7%で全国でもトップクラスにある中、本町の女性就業率は減少傾向が続いたものの、平成27年には増加に転じ51.3%となっています。女性の就業率の高さは、家庭、地域での育児、介護、ボランティア活動などに少なからず影響していることが予想され、保育、介護などへのニーズをもたらすものと考えられます。

■ 越前町の女性就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」

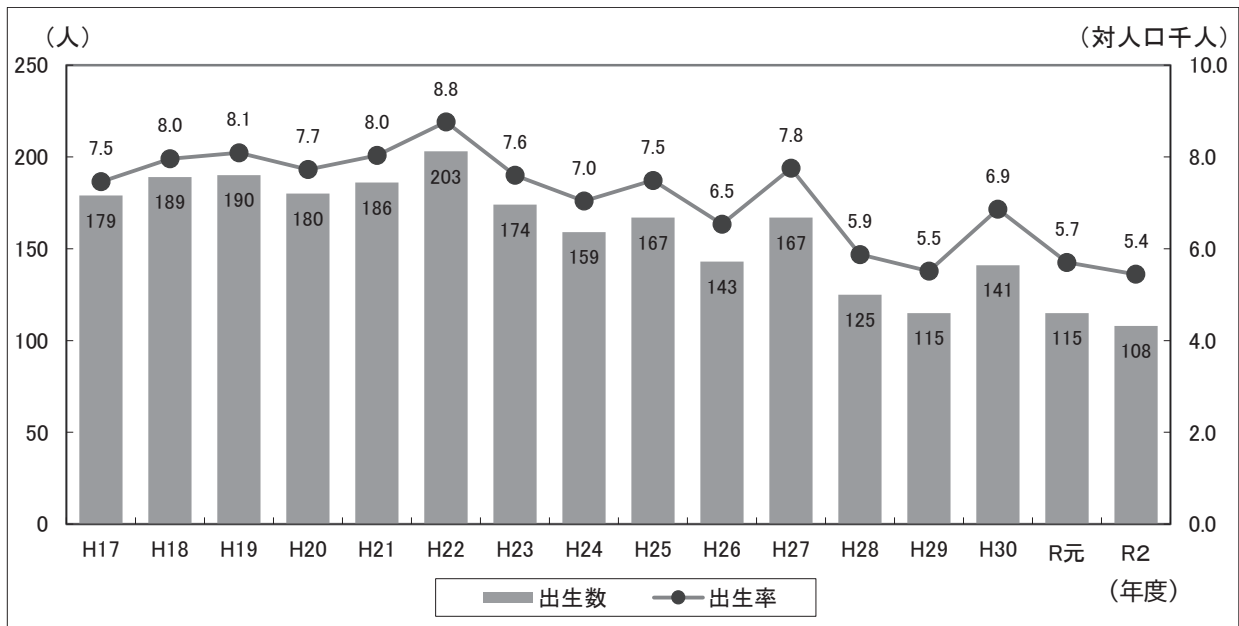
※女性就業率…15歳以上女性人口に占める就業者の割合。

(1) 児童

本町の出生率（人口千人対・令和2年）は、県平均に比べ低く（越前町5.4、福井県7.2）なっています。また、出生数・出生率いずれも増減に波があるものの、ここ数年減少傾向にあり、町全体としては少子化が進んでいます。

ひとり親世帯は205世帯となっており、母子・父子家庭とも近年減少傾向にあります。本町の年少人口は減少傾向にあるため、保育所入所児童も年々減少しています。

■ 越前町の出生数・出生率の推移



資料：福井県の推計人口

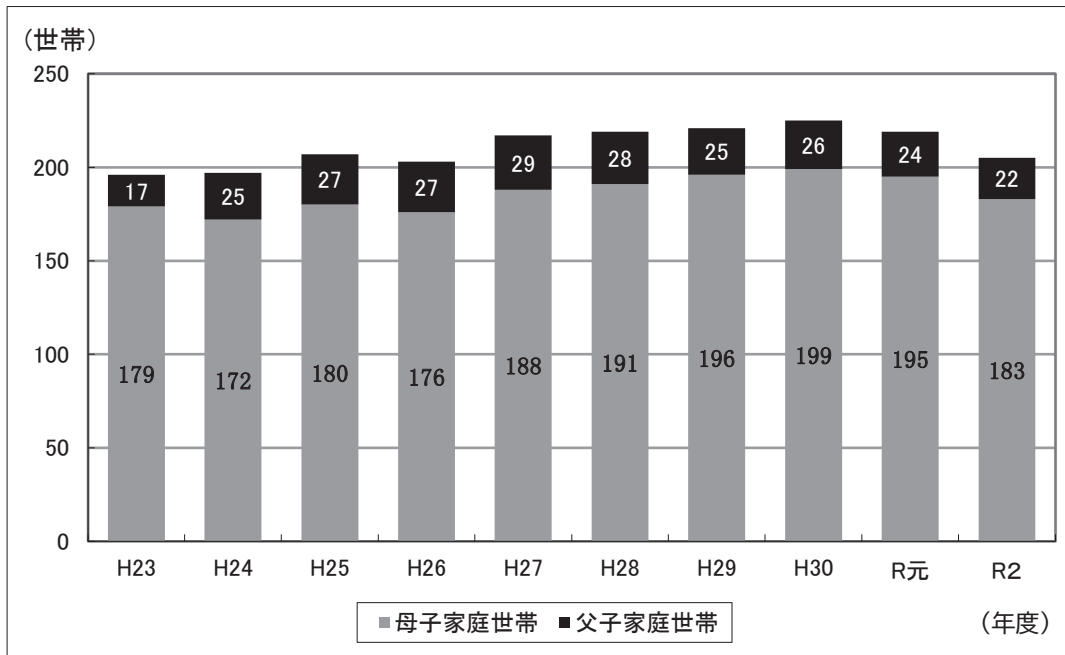
□ 越前町の児童の状況

区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
児童数	年少人口 (0~14歳人口)	2,775	2,694	2,590	2,484	2,431
	保育所入所児童	787	711	680	675	671
	母子家庭世帯	191	196	199	195	183
	父子家庭世帯	28	25	26	24	22
	児童館数	6	6	6	6	6
	児童クラブ数	8	8	8	8	8
	児童クラブ登録者数	372	392	395	411	331

資料：庁内資料

*児童クラブ数と児童クラブ登録者数は、年度

■ 越前町のひとり親世帯の推移



資料：庁内資料

(2) 障がい者

本町の身体障害者手帳交付者数は令和2年度で1,345人であり、近年は1,400人程度で推移しています。また、町内に障がい者施設があることにより、人口千人当たりの数を全国（総数436万人、千人当たり34人）と比較すると、本町は67人と全国の約2倍になっています。

療育手帳交付者数は令和2年度で200人であり、増加傾向にあります。また、人口千人当たりの数を全国（総数109.4万人、千人当たり9人）と比較すると、本町は10人と全国の1.1倍となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数は令和2年度で191人であり、増加傾向にあります。

□ 越前町の手帳交付者

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障害者手帳交付者数	1,445	1,395	1,397	1,379	1,345
療育手帳交付者数	187	187	195	199	200
精神障害者保健福祉手帳交付者数	155	163	154	192	191

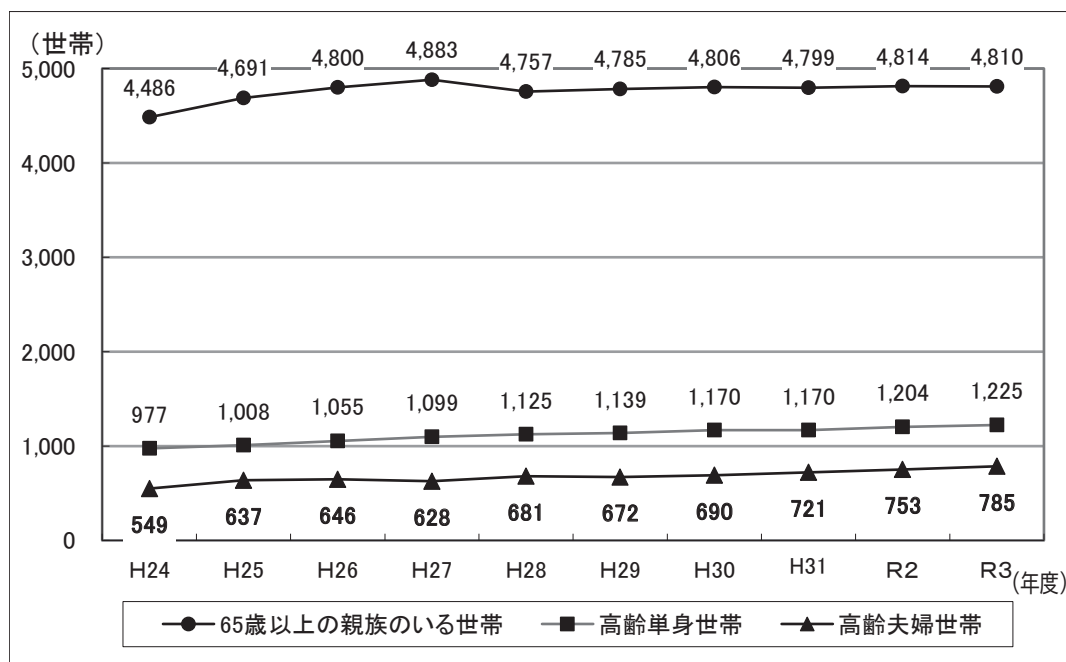
資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」

(3) 高齢者

越前町の高齢者のいる世帯の状況をみると、令和3年では65歳以上の親族のいる世帯が4,810世帯（総世帯の66.3%）、高齢単身世帯が1,225世帯（16.9%）、高齢夫婦世帯が785世帯（10.8%）となっており、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯は増加傾向にあります。

要支援・要介護認定者数は令和2年度で1,079人であり、減少傾向にあります。要介護度別にみると、要介護4が18.5%と最も高く、次いで、要介護2（18.2%）、要介護1（16.7%）の順となっており、近年は要介護3と4が増加傾向にあります。

■ 越前町の高齢者のいる世帯の状況



資料：高齢者福祉基礎調査（各年4月1日時点の推計）

□ 越前町の要介護度別認定者数

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H28	70	190	237	264	141	179	122	1,203
H29	46	173	197	261	141	186	133	1,137
H30	45	157	181	232	147	217	131	1,110
R元	27	156	181	207	166	205	141	1,083
R2	37	176	180	196	171	200	119	1,079
構成比 (R2)	3.4%	16.3%	16.7%	18.2%	15.8%	18.5%	11.0%	100.0%

資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」

[要介護認定の区分]

要介護度	高齢者の状態
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を要する。 食事・排せつ・衣類の着脱は概ね自立しているが、生活管理機能の低下などにより、時々支援を必要とする。
要支援2	要介護状態とは認められないが、社会的支援を要する。 要支援1の状態より身の回りの世話に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要なことが多い。
要介護1	生活の一部について部分的介護を要する。 食事・排せつ・衣類着脱のいずれもが概ね自立しているが、一部介助支援を必要とする。
要介護2	軽度の介護を必要とする。 食事・衣類着脱はなんとか自分でできるが排せつは介護者の一部の介助を必要とする。
要介護3	中度の介護を必要とする。 食事・衣類の着脱のいずれも介護者の一部の介助を必要とする。排せつ等には全面介助を必要とする。
要介護4	重度の介護を必要とする。 身体状態は様々であるが、食事・排せつ衣類着脱のいずれにも介護者の全面的な介助を必要とする。尿意、便意が伝達できない場合もある。
要介護5	最重度の介護を必要とする。 寝返りをうつことができないなど寝たきり状態であり、意思の伝達が困難。 食事・排せつ・衣類着脱など、介護者の全面的な介助を必要とする。

*要支援、要介護の目安であり、同じ介護度でも認定を受けた方の状態によっては一致しない場合があります。

(4) 生活保護

生活保護の状況をみると、令和2年度で被保護世帯が32世帯、被保護人員が34人であり、令和元年度よりも増加しています。

保護率※は1.71‰であり、福井県の5.46‰（令和2年度）を下回っています。

扶助別人員についてみると、生活が31人で最も多く、次いで医療が22人となっています。

□ 越前町の生活保護の状況

年度	生活保護			扶助別人員							
	被保護世帯	被保護人員	保護率(‰)	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
H23	36	40	2.02	35	10	2	7	37	0	0	0
H24	37	41	1.82	29	6	0	8	34	0	0	0
H25	39	43	1.92	30	8	0	8	31	0	0	0
H26	38	41	1.80	29	8	0	8	31	0	0	0
H27	36	40	1.87	30	7	0	6	33	0	0	0
H28	38	41	1.80	28	10	0	11	33	0	0	0
H29	34	35	1.57	23	8	0	8	28	0	0	0
H30	31	36	1.67	22	9	0	9	29	0	0	0
R元	26	29	1.36	26	8	0	7	28	0	0	0
R2	32	34	1.71	31	9	0	6	22	0	0	1

資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」

(被保護世帯、被保護人員、保護率(‰)は年度末現在、扶助別人員は年平均)

※保護率…保護人員／人口×1,000

第3章 基本構想

第3章 基本構想

3-1 基本理念

人口減少・少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、社会経済環境の複雑化などを背景に、抱えている課題や困りごとが複雑化・複合化している今、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

町民を対象としたアンケート調査では、地域や隣近所の助けあいが大切だと考えられており、お互いを認めあい、個人の意思を尊重することを基本とした思いやりや助けあいの意識づくりと行動を求めていることがわかりました。

町民が人と人とのつながりを大切にする気持ちで、地域の住民と顔の見える関係を築き、助けあいながら暮らせるまちを、さまざまな主体が協力・連携して取組むことを目指し、基本理念を下記のように設定します。

人のつながりを大切にし

お互いに助けあう思いやりのまち

基本理念を実現するために、以下の3つの柱を基本目標に定めます。

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

「支える側」と「支えられる側」に分かれて考えるのではなく、地域住民一人ひとりが自らも地域社会を支える構成員の一人であることを自覚し、身近な地域福祉活動や共感できるボランティア活動などに積極的に参加することが重要です。

ボランティア活動者の確保、地域における福祉活動の中核となる担い手の育成、当事者組織[※]への育成・支援を通して、生きがいを持ち、共に支えあいながら自分らしく活躍する人づくりを目指します。



基本目標2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり

地域での安心した暮らしには、思いやりをもって人とのつながりを深めるとともに、地域住民による温かい見守りや支えあいが必要です。

住民主体の地域福祉活動の促進や誰にでも優しいまちづくり、災害に備えた体制の整備、自立した生活を支えるしくみの整備を通して、誰もがその人らしく幸せな生活を送ることができる地域づくりを目指します。



基本目標3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり

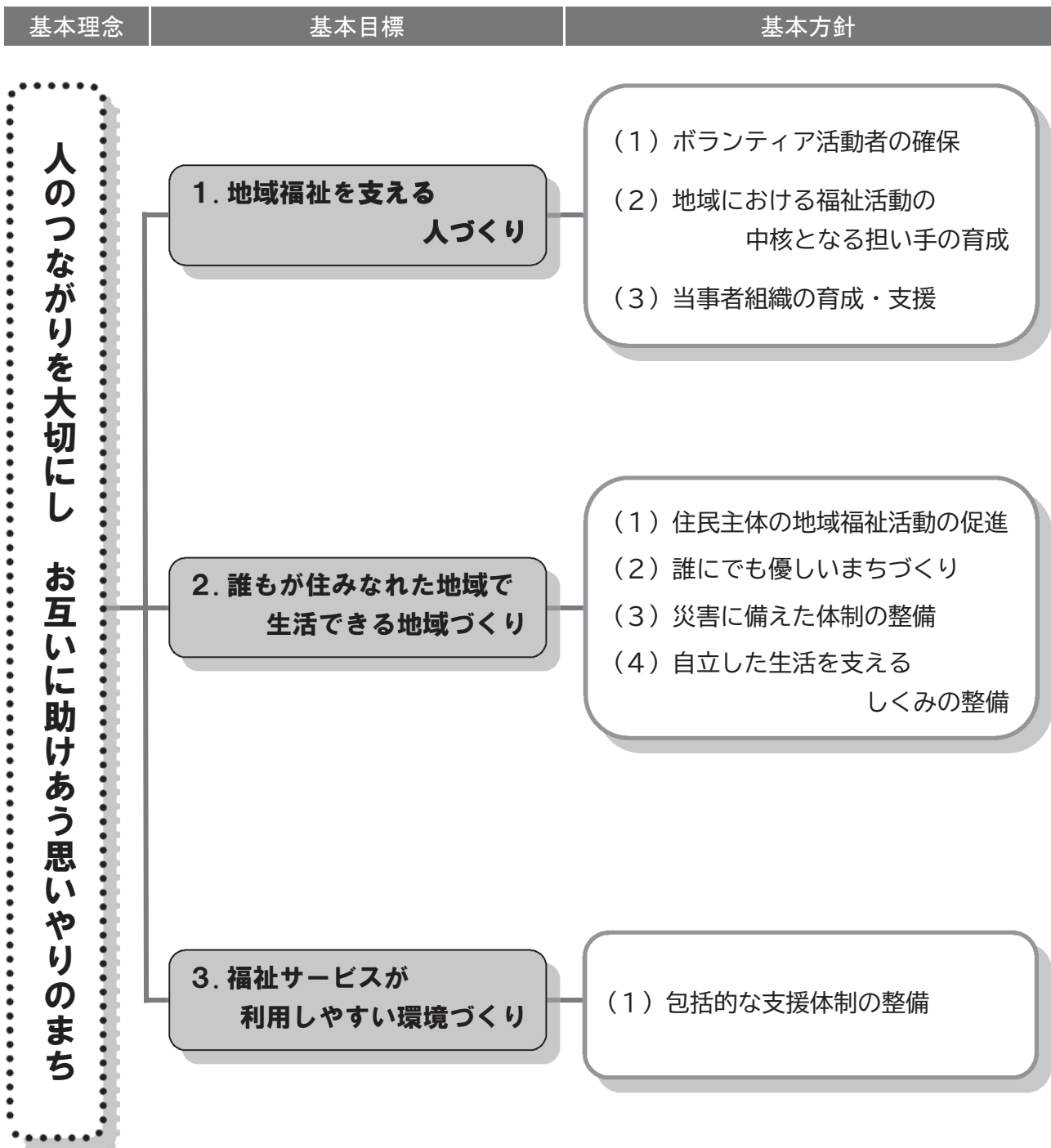
住みなれた地域で暮らす中で誰にでも困りごとや問題を抱かえる可能性があるため、すべての人と適切に必要な支援を結びつけることが重要です。

包括的な支援体制の整備や福祉サービスの質の向上を通して、地域に住むすべての人が安心して福祉サービスが利用しやすい環境を目指します。



※当事者組織…同じような経験や境遇を持った人たちが集まり、支えあっている組織のこと。

本計画の構成は次のとおりです。



第4章 基本計画

第4章 基本計画

4-1 地域福祉を支える人づくり

(1) ボランティア活動者の確保

現状と課題

(福祉教育・啓発)

- 高齢者や障がいのある人の体験、福祉施設利用者との交流などにより、不便さや困りごとを体感すること、支援方法を考えることで子どもたちの視点に変化が見られます。
- 生涯学習センターでは福祉に関する講座を開催しており、参加者の講座に対する満足度は高いものとなっています。
- 福祉に関する講座は、ライフスタイルや価値観の多様化、インターネットを活用した情報収集の普及などにより参加者が少ないことから、子どもから大人まで参加できる講座内容について検討が必要です。
- アンケート調査では、ボランティア活動を広げるための施策として「学校でのボランティア活動を活発に行う」が20%を超えており、学校での福祉教育が重要となっています。
- 生涯学習センターの福祉に関する講座が地域福祉活動に参加するきっかけとなるよう、多くの人に参加したくなるような内容と広報の充実が必要です。
- ヒアリング調査では、小中学校や地域での福祉体験などについて、町社会福祉協議会と学校教育課、生涯学習課との連携を求めています。

(ボランティア活動)

- ボランティアとして令和2年度に74団体、4,719人がボランティアセンターに登録されており、特に個人数が大きく増加しています。
- 町社会福祉協議会では、福祉教育サポーター（福祉教育を町社会福祉協議会と一緒に推進するボランティア）や運転ボランティアなど専門ボランティア養成を進めています。
- 町内の企業からの寄付・寄贈、フードドライブ活動が実施されており、町社会福祉協議会が困っている世帯へつないでいます。
- アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことが「ある」は46.8%、「ない」が50.5%で、ボランティア活動未経験者がわずかですが上回っています。
- ボランティアセンターでは、ボランティア交流会などの開催やボランティア同士の情報交換などの機会を提供しています。
- 災害ボランティアセンターの周知とともに、平日やコロナ禍でのボランティア活動者が集まりにくいことから担い手の育成・確保が必要です。
- 県社会福祉協議会事業である福縁ボランティアポイント制度がありますが、認知度が低く、ポイントが還元できる特典に魅力がないことが課題となっています。

*「●」は現況を、「○」は課題を示しています。

- アンケート調査では、「ボランティアとボランティアを必要とする人をつないでいく」と「ボランティアの活動内容を積極的にPRする」の割合が高く、ボランティアに関する情報提供とコーディネートが求められています。
- ヒアリング調査では、コロナ収束後に休止しているボランティア活動を再開してもらうための対応とともに、企業の社員をターゲットとしたボランティア育成が重要となっています。
- ボランティア団体・グループやNPOの活動目的や活動内容については、広報誌やホームページ、CATVを活用して、情報を提供していますが、潜在的ボランティア活動を把握できていないため、調査する必要があります。
- ボランティア登録者のデータベース化は随時実施していますが、実際の活動者に関するデータなどの整理が必要です。
- コーディネート機能の強化には、ボランティアニーズの把握と活動者の養成・登録などに取組み、ボランティアセンターを活用してもらうことが必要です。

□ ボランティアセンター登録数

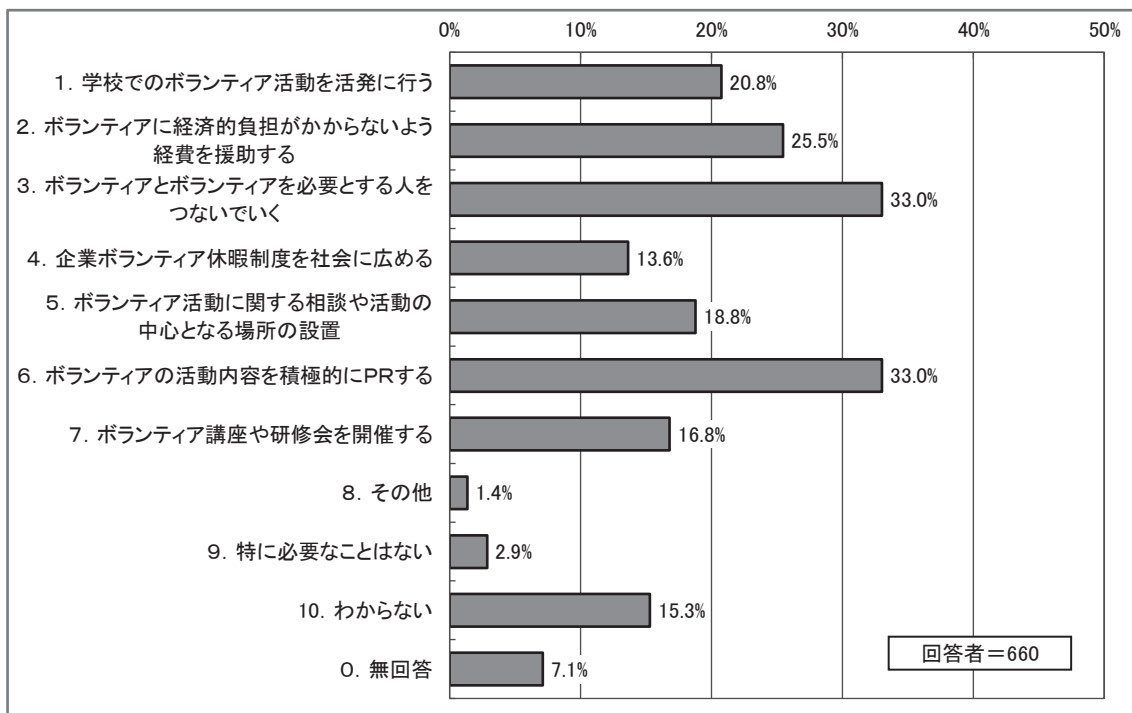
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団体数	73	70	71	71	77	74
登録者数 ^{※1} (個人登録者数 ^{※2})	1,880(95)	818(97)	807(112)	886(157)	4,603(233)	4,719(230)

資料：越前町ボランティアセンター

※1 登録者数…登録されている各種団体の会員数

※2 個人登録者数…個人で越前町ボランティアセンターに登録されている数

■ ボランティア活動を広げるための施策（複数回答）



□ ボランティアセンターの主な事業内容

主な事業内容	
・ ボランティア活動の推進	・ ボランティア活動拠点の活用推進
・ ボランティア入門講座の開催	・ ボランティア活動の相談・受付・斡旋
・ ボランティア登録者の募集	・ ボランティアグループの親睦と交流
・ ボランティア参加基盤づくりの推進	
(ボランティア保険の加入促進 令和2年度加入者数1,205名)	
・ 福祉教育の推進	

□ 福祉関係のNPO一覧

団体名	活動内容
海の見える茶の間	・ 日中一時支援事業 ・ 障がいのある人達に対し、地域住民との交流や勤労体験などの事業

施策の展開

①福祉教育・啓発活動の充実

- 今後も総合的な学習の時間などにおいて、ボランティア活動など新たな分野への学習に広げられるよう、地域人材の確保や学習内容の企画について学校を支援します。
- 学校と連携しながら地域や家庭、町社会福祉協議会、町が一体となった福祉体験授業などを、早い段階から学年に応じた内容で段階的・連続的に実施し、児童生徒の福祉の心を育みます。
- 地域で子どもから大人までが福祉について学ぶことができる機会として、生涯学習センターなどで福祉に関する講座を開催します。講座の内容については、関係機関と連携して多くの人が興味を持てる内容を検討し、あらゆる機会を通して広報します。

②ボランティアの育成

- ボランティアやNPO活動の重要性を啓発するとともに、時間や場所にとらわれないボランティア活動など多様な方法・内容を広報します。
- 若者や定年退職後の方などにニーズ調査を行い、ボランティアセンターが開催しているボランティア入門講座の内容やPR方法を見直します。
- ボランティア体験を学校や児童館などを通してPRするとともに、ボランティア活動の実績に応じたポイント制度の導入や活動費用の支援を検討します。
- 災害ボランティアの養成を進めるとともに、災害ボランティアセンターと関係団体などとの協力・連携体制を強化します。
- 子育て支援、障がいのある人の就労支援や社会的配慮など、企業の社会貢献についての理解促進を図るため、商工会など関係機関と協力体制を整えます。
- ボランティア団体・グループやNPOの活動目的や活動内容を把握するとともに、活動を再開できるよう継続的な機会や場づくりを進めます。
- ボランティア団体・グループやNPOに関する情報をいつでも得ることができるように、

町民が日常的に利用する商業施設などに情報掲示板の設置を働きかけるとともに、掲示板の掲示方法についても見直しを進めます。

- 子育て支援や生活支援・介護予防サービスなどの公共サービスのうち行政とボランティア団体やNPOが協働できるものを選定・実施することで、協働システム構築に努めます。

③ボランティアコーディネート機能の充実

- ボランティア活動の相談・援助・ニーズの把握、情報の収集・提供などボランティア活動を支え、ボランティア活動の窓口としての「ボランティアセンター」を広報するとともに、運営を支援します。
- ボランティア団体の交流促進や、ボランティア活動を必要とする者とのマッチングを支援するなど、コーディネート機能の強化を支援します。

《町民・地域全体に取り組んでほしいこと》

区 分	内 容
町 民	<ul style="list-style-type: none">・思いやりの心を育むように努めましょう。・積極的に福祉について学び、理解を深めましょう。・ボランティアやNPO活動に関心を持ちましょう。・ボランティアセンターが開催するボランティア講座に積極的に参加しましょう。
地域全体	<ul style="list-style-type: none">・地域の活動を通じて、人を思いやる心を地域に広げましょう。・福祉に関する講演会や講座などを開催し、福祉教育を進めましょう。・地域をあげてのボランティア活動を積極的に行いましょう。

(2) 地域における福祉活動の中核となる担い手の育成

現状と課題

- 民生委員・児童委員は見守り活動や困難ケースの把握、町と連携した対応などにより地域で活躍しています。
- 地区住民が少ない地区では、社会奉仕後などに地域の問題や課題について話しあう時間を設けています。
- 地域福祉活動の推進には、地域住民の参加が必要不可欠であるため、地域福祉の担い手やリーダーの育成が必要です。
- 民生委員・児童委員は、地域包括支援センター、町社会福祉協議会などと情報が共有できるようになっていますが、地域コミュニティ運営委員会との連携が課題となっています。
- 担当地区の民生委員・児童委員名、連絡先を記載したチラシを作成・配布していますが、居住地区の委員を知らない住民が多く、規模の大きい地区では委員と接点を作ることが難しくなっています。
- アンケート調査では、悩みや不安があったときの相談相手となることが民生委員・児童委員は2.0%と少なく、陰になって働く場合が多いこともあり住民に活動内容が把握されにくいいため、今後も周知活動が必要です。
- 民生委員・児童委員へのヒアリング調査では、役割や担当する要支援者※が多く負担が大きいことや手不足への対応を求めています。
- 今後も民生委員・児童委員が担当地域において円滑に活動できるように、関係機関との連携体制を確保する必要があります。

※要支援者…支援を要する地域住民のこと。

□ 民生委員・児童委員の活動内容

活動の基本（7つの働き）
①社会調査活動：担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。
②相談活動：地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。
③情報提供活動：社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。
④連絡通報活動：住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプ的役割をつとめる。
⑤調整活動：住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。
⑥生活支援活動：住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくる。
⑦意見具申活動：活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員・児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起する。

施策の展開

①地域福祉活動の担い手の育成

- 地域福祉活動の活発化には区長の理解が不可欠であることから、意識啓発のため先進地の事例を紹介する研修会などを開催します。
- 地域コミュニティ運営委員会の啓発事業や人材育成において、地域の「助けあい支えあい」の意識を高め、地域福祉活動の担い手育成にもつなげるプログラムを継続的に実施します。
- 町社会福祉協議会などによる地域福祉活動を推進するリーダー育成のための研修会開催を支援します。
- 健康づくりや介護予防などの各種講座や「ふれあいサロン」の開催・運営を支援することで、元気な高齢者をはじめとする住民を地域福祉活動の担い手として育成します。

②民生委員・児童委員への支援

- 地域において民生委員・児童委員のなり手を確保し、活動を展開しやすくするため、継続的に委員の役割や活動内容を住民に周知します。
- 民生委員・児童委員の活動を支援するため、保健部門や地域包括支援センターなどの関係機関、区や地域コミュニティ運営委員会、福祉推進委員との連携体制を強化します。
- 特に民生委員・児童委員と区長会との連携体制を強化するため、話しあいの場を設けるとともに、地域の問題や要支援者に関わる情報の把握・共有などに取組みます。
- 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって必要な情報、相談の受け方などを学ぶ研修会を充実し、継続的に開催します。
- 民生委員・児童委員の負担を軽減するため、区の協力を得ながら、役割分担などについて検討できる体制を整えます。

《町民・地域全体に取り組んでほしいこと》

区 分	内 容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での民生委員・児童委員の活動や福祉活動の重要性について理解しましょう。 ・地域福祉活動に積極的に参加・協力しましょう。
地域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での民生委員・児童委員の活動を周知しましょう。 ・地域住民に、地域福祉活動への参加を積極的に呼びかけましょう。 ・地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努めましょう。

(3) 当事者組織の育成・支援（児童・障がい者・高齢者・他）

現状と課題

- 新規身体障がい者については、手帳交付時に越前町身体障害者協会を紹介していますが、活動内容などの情報は提供できていない状況です。
- 当事者団体の会員の高齢化、減少が問題となっており、当事者組織が自立して活動できるよう、情報発信なども含めて支援のあり方について検討が必要になっています。

□ 当事者団体、グループなど

当事者組織	活動内容
越前町老人クラブ連合会	60歳以上の地域住民同士が、高齢者福祉の向上と健康増進および会員の親睦を図る活動を行っている。健康講座・美化運動・スポーツ交流・研修旅行など。
越前町身体障害者協会	身体障がい者の福祉向上と健康増進および会員の親睦を図る活動を行っている。スポーツ交流・研修旅行・施設慰問など。
越前町聴覚障害者協会	聴覚障がい者の福祉の向上および会員の親睦を図る目的で設立。講演会などを行っている。
丹生はんどく会	知的障がい者の家族が、健常者と同じように地域で暮らしていけるよう活動を行っている。
越前町母子寡婦福祉会	ひとり親家庭などの自立を目指した研修や、会員相互の親睦、福祉の向上を図る活動を行っている。
精神障害者家族会	精神障がい者の福祉向上と、社会復帰の促進を図るとともに、会員相互の親睦を図る活動を行っている。

□ 老人クラブ数・会員数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
老人クラブ数	49	49	50	50	50	49
会員数	3,606	3,601	3,517	3,472	3,380	3,191
60歳以上人口に会員が占める割合	41.3%	41.0%	40.1%	40.0%	38.8%	36.7%

資料：庁内資料

施策の展開

①当事者組織の育成・支援

- 新規会員を増やすために、既存の当事者組織の活動目的や活動内容、気軽に参加できる行事などに関する情報を提供していきます。
- 当事者が主体的に組織を運営し、活動できるように、サポートするボランティアを育成するなど町社会福祉協議会と連携して支援します。
- 各団体の活動実態や課題について把握するとともに、助言や支援方法などについて検討します。
- 障がい者が気軽に集まり、交流できる場として障がい者カフェなどをつくり、ピアカウンセリング*の継続的な実施、情報交換など当事者活動のきっかけづくりを進めます。

②当事者参画の推進

- 当事者の意見を反映した地域活動につながるよう、地域住民による話しあいの場などさまざまな機会をとらえて当事者の一層の参画を推進します。
- 新しいサービスや事業の実施にあたっては、当事者組織と連携したニーズの把握などに努めます。

《町民に取組んでほしいこと》

区 分	内 容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者組織の重要性について理解しましょう。 ・当事者組織の活動に積極的に協力しましょう。

※ピアカウンセリング…相談者と支援者といった垂直的な関係ではなく、同じ障害や問題を抱えた障がい者同士が水平的な関係のなかでお互いに心理的な支援を行うこと。従来のカウンセリングよりも対等性、共感性、受容性が重視されている。

目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	担 当
福祉教育の実施小中校数	5校	8校	学校教育担当
社会福祉啓発事業の実施小中校数	11校	全小中学校	町社会福祉協議会
福祉に関する講座の参加者数	258人	300人	生涯学習担当
ボランティア登録者数	4,719人 (R2実績)	5,000人	町社会福祉協議会
ボランティア活動経験者の割合 (地域福祉計画アンケート調査)	46.8%	60.0%	地域福祉担当 町社会福祉協議会
地域コミュニティ運営委員会と町及び各種団体との情報交換会の開催数	0回	6回	地域福祉担当
地域福祉活動に関する研修会の開催数	0回	4回	地域福祉担当 町社会福祉協議会

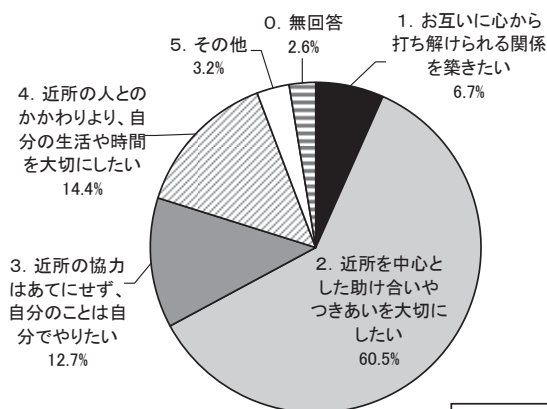
(1) 住民主体の地域福祉活動の促進

現状と課題

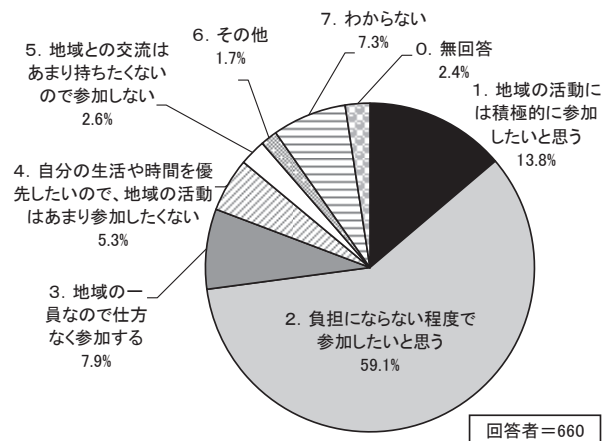
(地域コミュニティ)

- アンケート調査では近隣との深い関わりあいや助けあいを大切にしたいと考える回答者(67.2%)が3分の2を占めるものの、協力体制のある近所づきあいをしている回答者は20.0%にとどまっていることから、近隣関係の大切さを理解しつつも行動を起こすことの難しさが考えられます。
- 「地域福祉は、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区の住民などが協力して作り上げるもの」と考える回答者(57.4%)が全体の半数以上、「地域活動に参加したい」と考える回答者(72.9%)が4分の3を占めていることから、地域福祉への理解と参加意欲が高い状況です。
- コロナ禍により地域の集まり・イベントが減少し、話しあいの場や研修、講座を開催できないことが、問題となっています。
- 見守り活動には、独居老人以外の高齢者などの情報が不在なことが、課題となっています。
- 自由意見では、地域や隣近所の助けあいが大切だと考えられており、個人の意思を尊重することを基本とした思いやりや助けあいの意識づくりと、コミュニケーション構築のための交流の機会や話しあいの場を求めています。
- ヒアリング調査では、若い世代や転入世帯に対して地域の助けあい活動への参加が求められています。

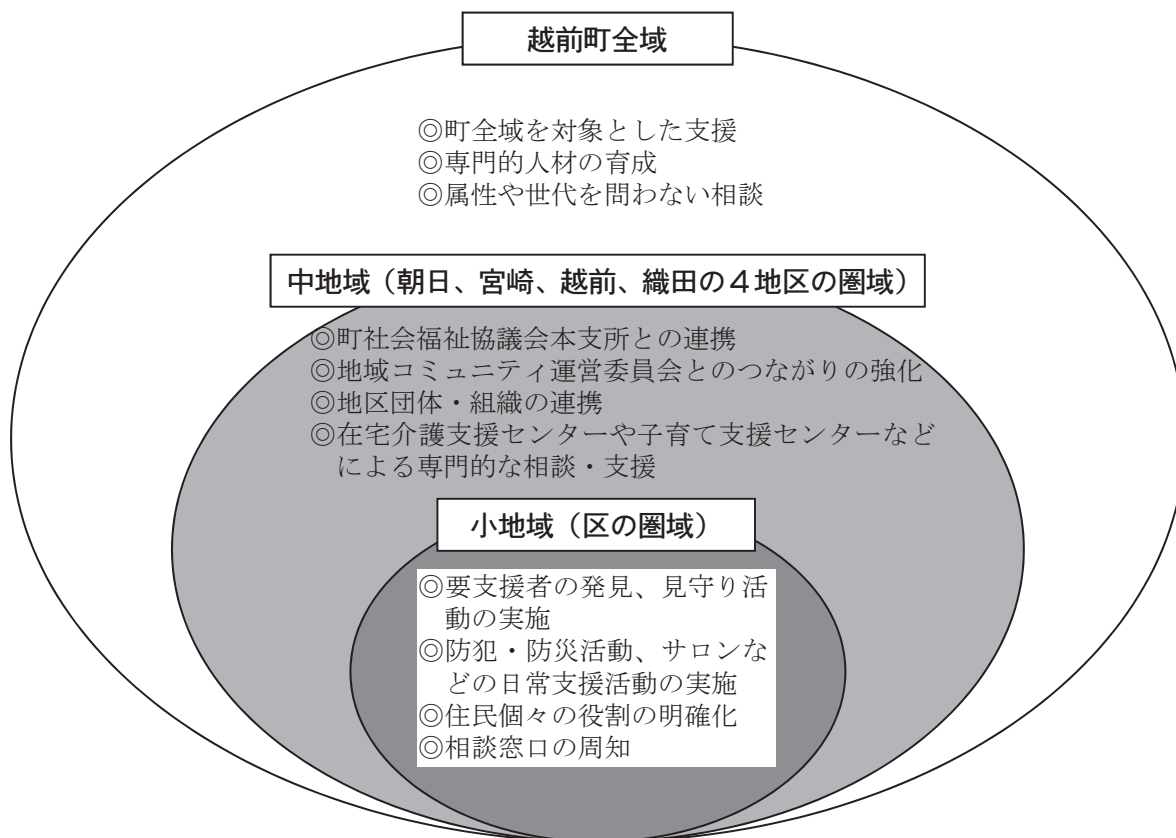
■ 近隣関係の理想像



■ 地域での住民活動の参加意向



《地域福祉活動の圏域イメージ》



（要支援者）

- DVや虐待に関する相談件数についてみると、令和2年度にはDVが6件、児童虐待が14件で前年度より増加しています。
- 認知症サポーターや介護予防サポーター、自殺予防ゲートキーパーなどの養成、子ども110番の家の設置、発達障がい児支援体制の強化など、要支援者の早期発見、対応に向けた取組みを進めています。
- ふれあいサロンや給食サービス、つるかめ体操教室など住民ボランティアによる見守り、金融機関や郵便局、農協・生協、電力会社や新聞配達業者など10事業所との見守り協定締結により、緊急時の連絡体制の強化を図っています。
- アンケート結果では何らかの支援を必要としている回答者（家族を含む）が約30%おり、「経済的な理由で生活が困窮している」「ひきこもっている」「仕事がない」といった回答もあり、経済的な問題に加えて社会的な孤立もみられます。
- 虐待については、長期的な支援が必要となるケースや家庭内での問題が非常に困難であるため支援が難しいケースにも対応できる体制が必要です。
- 区長、民生委員・児童委員、福祉推進委員など区の関係者が合同で開催している研修会が地域の情報共有の機会となっていますが、継続的なつながりを確保することが必要です。
- ヒアリング調査では、人口の多い地区では要支援者の把握が難しいという意見もあるため、住民主体の活動機運が盛り上がるように、関係機関と地域住民を巻き込んだネットワークづくりなどを強力に進める必要があります。

○高齢者虐待については通報義務や地域包括支援センターが相談窓口であることを周知しており、担当ケアマネジャーや近隣住民からの通報が増えてきているものの、通報すべきか判断に迷う事例が散見されるため対応が必要です。

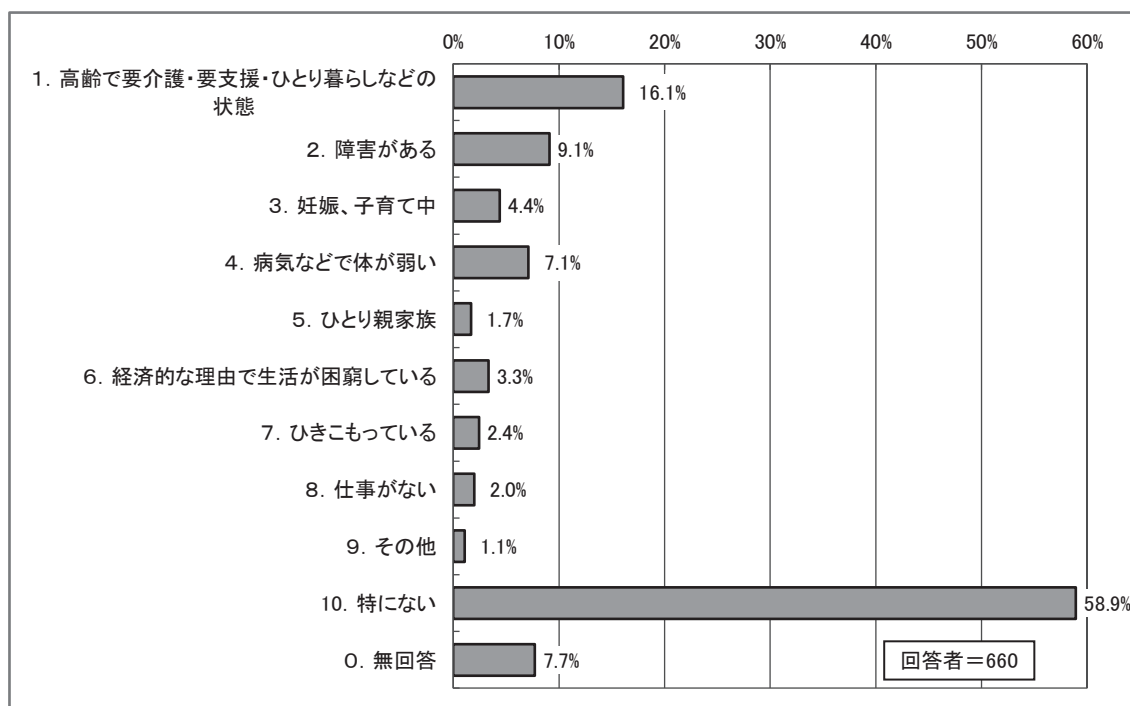
○要支援者の対応には、医療・福祉・介護関係団体や町社会福祉協議会を交えた会議を実施するなど、横の連携や調整を密にする必要があります。

□ DVや虐待に関する相談件数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
DV相談件数	3	4	1	0	2	6
高齢者虐待件数	9	9	11	10	12	6
障がい者虐待件数	3	0	0	0	2	1
児童虐待件数	6	11	20	9	6	14

資料：庁内資料

■ 支援の必要な状況（複数回答）



施策の展開

①つながりのしくみづくり

□地域に残る「つながりの力」を活かし、小地域（区）での要支援者情報の把握、地域住民による見守りネットワークの構築、要支援者の日常生活を支援するサービスの立ち上げ、地域住民の交流の場づくりを支援し、地域支えあい活動を推進します。

□区の集會施設や地域の公共施設を活用し、感染症対策を進めながら住民同士の交流促進のための活動拠点づくりを進めます。

□地域での見守りや支えあい活動が効果的で円滑に行われるよう、老人クラブや子ども会など地域組織の連携を強化できるよう支援します。

- 地域住民に地域コミュニティ運営委員会が現在取り組んでいる活動を広報し、誰もが参加できる体制づくりを進めます。
- 地域住民が「ふれあいサロン」を地域の活動として捉えることができるように、町社会福祉協議会と連携してサロンをPRします。
- 社会福祉施設が地域の福祉ニーズをふまえた公益的な活動などを実施できるよう、地域住民による話しあいや活動の場への参加を働きかけます。

②支えあい意識の啓発

- 町民一人ひとりが年齢や性別、障害の有無、国籍、習慣などの違いを尊重し、認めあい、つながりあう「地域共生社会」を実現できるよう、福祉教育や啓発を進めます。
- 子ども会活動を活性化し、若い世代や子どもが地域の祭りやイベント、清掃などの活動を通して地域に貢献することで、住民同士が助けあう心を育てます。
- 広報誌などで、地域福祉を推進する上での住民の役割を周知するとともに、地域の内外で取組まれている助けあい活動について紹介します。

③地域の見守り活動の促進

- 区長と民生委員・児童委員、福祉推進委員が中心となって、一人暮らしの高齢者やひきこもりなどの要支援者情報の把握、地域住民による見守りネットワークを構築します。
- 地域での助けあいや要支援者の発見を容易にするため、虐待やDV、認知症、障がい者、生活困窮者支援などについて理解を深める研修会の開催や広報、啓発活動をさらに充実します。
- 子どもや障がい者、高齢者の虐待を発見した場合は、すみやかに通報できるよう、町民に通報義務の周知徹底を図るとともに、養護者に対する支援について広報・啓発します。

④要支援者への支援

- 地域で見守りや声かけを行っているボランティアや民生委員・児童委員などが、個人情報保護に配慮した上で新しい情報を常に共有化できるしくみを充実します。
- 要保護児童対策地域協議会や高齢者等虐待防止ネットワークにおいて、虐待を受けた児童や高齢者、養護者に対する適切な保護と支援を進めます。
- 権利擁護の相談窓口として越前町高齢者・障害者日常生活自立支援センターや地域包括支援センターについて周知します。

《町民・地域全体に取り組んでほしいこと》

区 分	内 容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所に住む人を知り、声かけを心がけましょう。 ・ 区に加入し、地域の活動に積極的に参加しましょう。 ・ 地域の見守り活動に積極的に参加しましょう。 ・ 隣近所の異変に気がいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡しましょう。 ・ 虐待や認知症、障害などに関する理解を深めましょう。
地域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の困りごとについてみんなで話し合える場を持ちましょう。 ・ 世代を越えて、楽しく参加できるイベントや祭りなどの季節の行事を開催しましょう。 ・ 区長と民生委員・児童委員などが連携して、生活上のちょっとした困りごとを支援するしくみづくりを進めましょう。 ・ 区や民生委員・児童委員などを中心とした見守り活動を充実しましょう。 ・ 支援を必要としている人に適切な相談窓口の連絡や紹介をしましょう。 ・ 虐待や認知症、障害などに関する正しい知識と理解を得ることができる研修会を開催しましょう。

(2) 誰にでも優しいまちづくり

現状と課題

(生活環境)

- 新設された役場庁舎はユニバーサルデザイン※を採用し、すべての町民が利用しやすい施設となっています。
- 朝日体育館やB&G体育館のバリアフリー化を進め、スロープを設置したことで、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすくなっています。
- 高齢者や障がいのある人、子ども連れの方など地域住民の誰もが安心して外出し、社会参加できる生活環境が求められています。

(人権教育)

- 地域では「男女共同参画気づき事業」を継続して取組んでおり、女性や高齢者などの人権についての理解を深めることができていますが、近年実施地区が減少傾向にあります。
- 小中学校では、「男女共同参画気づき事業」として専門講師による授業だけでなく、落語などを取り入れることで、男女共同参画の内容を分かりやすく伝えています。
- 小学校低学年を対象とした人権教室では、丹生地区人権擁護委員会と連携して、かるた取りや紙芝居などを実施し、人権について楽しく学習することができています。
- 「男女共同参画気づき事業」と「人権教室」については、今後も対象年齢に合わせた理解しやすい内容となるよう工夫していくことが必要です。
- 「男女共同参画気づき事業」に積極的に取組んできた団体の高齢化もあり、活発な活動が難しくなっていることから、若い世代の参加者を増やすための工夫が必要です。
- イベント会場で人権に関する啓発物を配布していますが、コロナ禍でイベントが中止になっているため、啓発活動の内容についても検討が必要です。
- アンケート調査の自由意見では、地域共生社会実現のために重要なこととして、お互いを認めあい、個人の意思を尊重することや思いやりと助け合いの意識づくりが重要とされており、今後も人権教育や啓発活動に取組むことが必要です。

※ユニバーサルデザイン…バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは、障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインを目指す考え方。

施策の展開

①施設などのユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

- 公共施設や道路・公園、公共交通などについて、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。

②人権教育・啓発活動の充実

- 生涯学習センターや各集落センターなどに人権教育に関する専門家を招き、学習の機会を充実します。
- 人権の尊重や男女相互の理解・協力について学ぶことのできる男女共同参画講座（気づき事業）の対象を小中学生だけでなく、高校生を加え開催します。
- 差別や偏見のない地域社会づくりのために、人権に関する啓発活動や「特設人権相談所」に関する広報活動の内容について見直しを進めます。
- あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映するとともに、男女共同参画宣言都市として、条例に基づき広く人権尊重の意識の醸成を図ります。さらに、多様な性の在り方やLGBTQ※への理解を深めるための啓発活動を推進します。

※LGBTQ・・・セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字

《町民・地域全体に取り組んでほしいこと》

区分	内容
町民	・身近に支援を必要とする人がいることを理解しましょう。 ・積極的に人権について学び、理解を深めましょう。
地域全体	・人権に関する講演会や講座などを開催し、人権教育を進めましょう。 ・当事者（高齢者や障がい者、子育て家族など）との交流を通して相互理解を進めましょう。

(3) 災害に備えた体制の整備

現状と課題

(災害時要支援者)

- 越前町地域防災計画については、令和4年3月に改訂を予定しています。また現在地区により状況（障害や年齢、歩行など）が異なる個別計画の内容について検討中です。
- 越前町災害時要援護者制度[※]は、役場の介護保険や障害の窓口、民生委員・児童委員を通じて登録し、同意者については区長、民生委員・児童委員に情報を提供しています。
- アンケート調査では、地域の課題や問題として「高齢者や障がい者などの災害時の支援」（24.2%）をあげた人の割合が高く、災害時における要配慮者支援の充実が必要です。
- ヒアリング調査では、区と民生委員・児童委員の保有している避難行動要支援者の情報共有とともに、地域住民や区、行政などが連携した避難体制の構築を求めています。
- 地域コミュニティ運営委員会の事業として、要支援者の把握は行っていないため、地域における避難支援体制について検討が必要です。
- 避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難支援情報などについてまとめた個別計画を作成するだけでなく、避難指示の時間帯を含め検証する必要があります。

(地域ぐるみの防災・防犯活動)

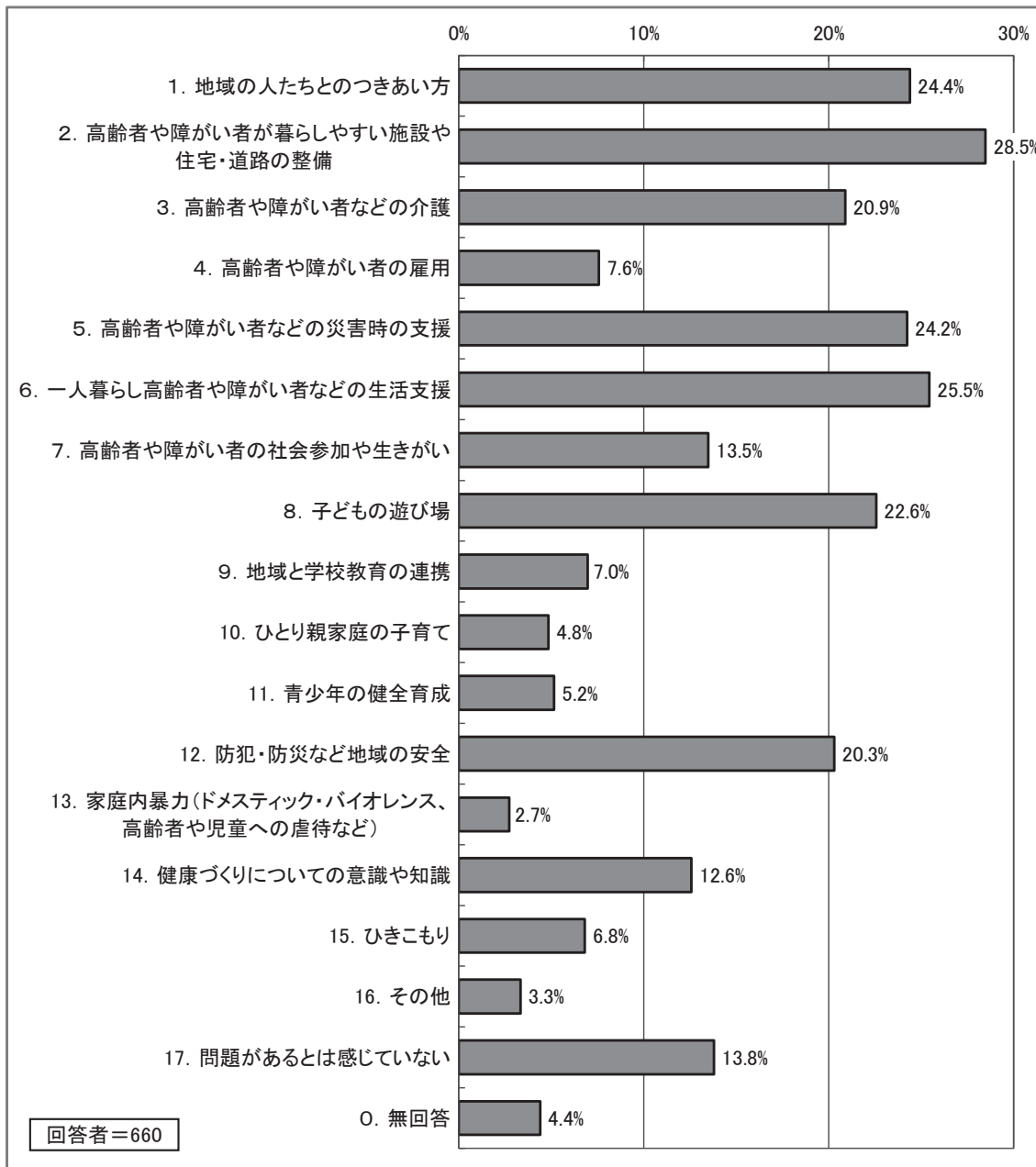
- 自主防災組織数は平成27年度の56組織から65組織まで増加していますが、近年増加幅は小さくなっています。地域住民への防火・防災指導や啓発活動などを行う女性消防隊は11団体あり、112人が活動しています。
- 防犯団体は1団体で、隊員数は327人（R4年1月1日現在）おり、定期的に防犯パトロールと、学校・コンビニ・公園周辺の安全点検パトロールを実施しています。
- 自主防災組織の結成と年1回以上の自主防災訓練の実施を呼びかけおり、また地区からの要請で防災研修会も開催し、危険箇所や避難判断の再確認を行っています。
- 町内ケアマネジャー連絡会や地域住民からの情報も含め、不審な訪問販売や電話勧誘があった場合には情報共有し注意喚起を促しています。
- アンケート調査では、地域の福祉活動として「子どもの見守り、防犯活動、子育て支援など」（45.8%）の認知度が最も高く、地域の課題や問題としても「防犯・防災など地域の安全」（20.3%）をあげた人の割合が高くなっています。
- 要支援者には災害時などの緊急事態において迅速かつ的確な支援が求められることから、自主防災組織と福祉関係団体、庁内の防災と福祉関係部署がこれまで以上に連携する必要があります。
- 越前町交通指導員他4団体が活動していますが、人口減少や高齢化による人材不足への対応が必要です。
- 町内の全区に自主防災組織を設立することや町民一人ひとりが防災対策に取り組むことが必要です。
- 住民から不審電話・不審な訪問販売の相談が年数件はあるため、被害防止に向けた啓発活動とともに、地域の見守り活動が必要です。

※越前町災害時要援護者制度…ひとり暮らし高齢者や障がい者などが、災害時における支援を地域の中で受けられるよう、災害に備えた地域の協力的体制づくりを推進するための制度。

(感染症対策)

○新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者などの孤立、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。

■ 地域福祉の課題や問題（複数回答）



施策の展開

①避難行動要支援者への支援

- 地域住民はもちろんのこと、特に高齢者や障がい者など避難時に配慮が必要な人に対して「越前町災害時要援護者制度」についてわかりやすく広報します。
- 区や民生委員・児童委員などが地域コミュニティ運営委員会とのつながりを深め協力しながら、潜在的な要支援者の把握方法、登録や情報共有のための同意に関する取組みについて検討を進めます。
- 医療・福祉・保健分野の関係機関と連携して、どのような気象状況や時間帯においてもスムーズな避難などが可能な個別計画の作成を進めます。

②地域ぐるみの防災・防犯活動の充実

- 災害時に、地域住民の誰もが速やかに避難できるように、避難行動要支援者と日頃から避難場所の確認、防災グッズの準備など防災知識の習得と啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めます。
- 区で避難行動要支援者も参加した防災訓練に取り組み、災害発生時の情報伝達や避難場所、避難ルート、避難所において配慮を必要とする人への適切な対応などを確認し、検証できるよう支援します。
- 障がい者、乳幼児連れの人など災害時における特別な配慮が必要な人を受け入れるための福祉避難所の指定先を増やすとともに、福祉避難所の開設訓練などを行い、運営体制づくりを支援します。
- 地域ぐるみの防犯体制を強化するため、若い世代や女性の交通指導員や地域住民による防犯団体を育成・支援します。
- 悪徳商法や「振り込め詐欺」などの犯罪から高齢者や障がい者を守るため、老人クラブなど当事者組織や消費者センターを含めた機関と地域が連携した見守り活動を推進します。

③感染症対応の充実

- 地域での感染症のまん延を防止するために、地域で徹底した感染症予防対策に取り組めるよう、感染症に関する正しい知識の普及や予防接種の安全な実施などに努めるとともに、地域の見守り活動を強化します。

《町民・地域全体に取り組んでほしいこと》

区分	内容
町民	<ul style="list-style-type: none">・「越前町災害時要援護者制度」について理解を深めましょう。・地区の防災訓練などには積極的に参加し、日頃から災害時の備えをしましょう。・日頃から隣近所で積極的に防犯に関して声をかけあいましょう。
地域全体	<ul style="list-style-type: none">・地域の避難場所や危険な場所、犯罪についての情報を地域住民で共有しましょう。・自主防災組織を立ち上げ、防災訓練を行うなど地域の防災体制を整えましょう。・区や民生委員・児童委員が協力して、避難行動要支援者を把握しましょう。

(4) 自立した生活を支えるしくみの整備

現状と課題

- 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業利用状況の推移をみると、令和2年度は相談受付21件と増えていますが、プラン作成は1件になっています。
- 成年後見無料相談件数の推移をみると、令和元年度は今までで最も多い37件の相談がありました。
- アンケート調査では成年後見制度を「利用したい」(32.4%)は約3分の1を占めており、望まれる後見人として「親・子・配偶者・兄弟姉妹などの家族や親戚の人」が79.9%となっています。
- 福井県の検挙人員※は減少傾向にありますが、再犯者率は45%前後で推移しており、検挙人数に対する高齢者比率は増加傾向にあります。
- アンケート調査では、身近に生活困窮者がいると認識している回答者が10.9%おり、生活に困窮している方が「収入・生活費のこと」(65.3%)や「病気や健康、障がいのこと」(45.8%)で困っていると答えていることから、個人ごとの課題やニーズに即した支援が必要となっています。
- 成年後見制度の普及・啓発には、制度の内容、利用した際のメリット・デメリットなど具体的で分かりやすい表現を用いるなど工夫が必要です。
- 再犯防止に協力できることに対して「わからない」が41.7%を占め、「特にない」(19.7%)の割合も高いことから、再犯防止に関する活動を周知することが必要です。
- 犯罪の未然防止につながり、安全で安心して暮らせるまちの実現には、犯罪や非行をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、地域や刑事司法関係機関、更生保護に携わる団体などが互いに連携しながら多方面における取組みを進めていく必要があります。

※検挙人員…警察において検挙した被疑者の数

□ 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業利用状況の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談受付件数	14	13	9	20	17	21
プラン作成件数	4	6	4	5	5	1

資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」

□ 成年後見無料相談件数の推移（地域包括支援センター）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	11	13	32	18	37	11

資料：庁内資料

□ 福井県の検挙人数、再犯者数、再犯者率などの推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
検挙人員	1,284	1,153	1,150	1,117	1,291	1,263
再犯者数※	628	495	502	501	583	583
検挙人数に対する再犯者率	48.9%	42.9%	43.7%	44.9%	45.2%	46.2%
検挙人数に対する高齢者比率	23.8%	25.4%	26.7%	22.4%	22.9%	27.2%
検挙人数に対する少年割合	13.2%	9.9%	7.0%	7.0%	6.5%	7.4%

資料：福井県警察 令和2年犯罪統計 他

※再犯者…再び犯罪をした者

施策の展開

①生活困窮者の自立支援

- 生活保護に至る前の自立支援につなげるため、区や民生委員・児童委員、関係機関などによる地域の見守りの中で生活困窮者を早期に把握します。
- 生活困窮者が相談しやすい体制を整え、丹南健康福祉センターと連携し、包括的・継続的に支援することによって、生活困窮者の自立を促します。
- 複合的な課題を抱えているケースや、子どもの貧困、ひきこもりなどに対する支援における関係各課や関係機関の連携を進めます。

②成年後見制度の利用促進

- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員など関係機関と連携して、誰もが成年後見制度を正しく理解できるよう、わかりやすい内容の周知に努めます。
- 制度利用の需要増加が見込まれる中、安心して制度を利用できるよう、相談窓口の充実や親族後見の支援に取り組みます。
- 地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげられるよう、地域連携ネットワークの構築に向けた体制づくりについて検討します。

③再犯防止の推進

- 社会を明るくする運動などを通じた町民への広報、啓発などの充実を図ります。
- 犯罪や非行をした人が住居を確保し、安定した仕事に就けるようハローワーク、協力雇用主※会などと連携しながら支援を行います。
- 犯罪や非行をした人で高齢者や障がいがある場合は、必要に応じて福祉サービスの提供や生活困窮者自立支援制度による支援などを行います。
- 支援を行う公的機関と丹生地区保護司会、更生保護女性の会、協力雇用主会の連携、協力体制を構築するとともに、活動団体への支援を行います。
- 子どもの犯罪や非行の防止を図るため、地域、学校、関係機関と協力し、社会全体で子どもを見守る体制づくりに努めます。
- 薬物乱用の防止について啓発し、薬物依存症からの回復に向けて支援します。

※協力雇用主…犯罪をした者等の自立および社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。

＜町民に取り組んでほしいこと＞

区 分	内 容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について理解しましょう。 ・社会を明るくする運動を理解し、積極的に参加しましょう。

目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	担 当
介護予防サポーターによる 「つるかめ体操教室」の開催数	452 回 (R2 実績)	2,400 回	地域包括担当
「ふれあいサロン」の開催数	157 回 (R2 実績)	350 回	町社会福祉協議会
人権教育に関する研修・教室の 開催数	23 回	30 回	人権担当
自主防災組織数	66 組織	70 組織	地域防災担当
感染症対策に関する研修の 開催数	0 回	4 回	地域防災担当
生活困窮者自立支援制度による 自立相談支援事業の 相談受付件数	21 件 (R2 実績)	30 件	地域福祉担当
成年後見制度に関する研修の 開催数	0 回	4 回	地域包括担当
福井県の再犯者数	583 人 (R2 実績)	400 人以下	人権担当

(1) 包括的な支援体制の整備

現状と課題

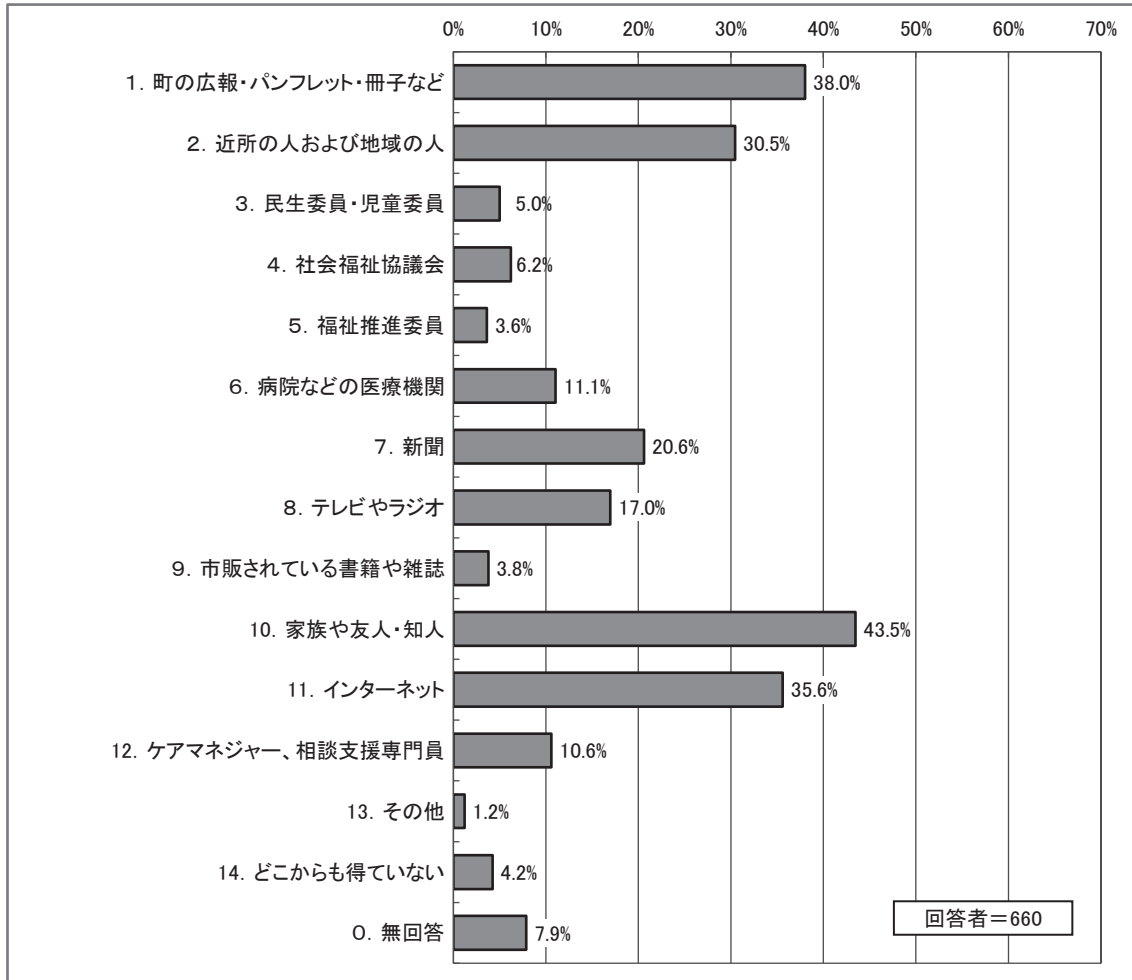
(情報提供)

- 子育て世代向けの情報として「子育て支援アプリ（えちぜんっこアプリ）」を提供し、公式LINEアカウント（コミュニケーションアプリ）で積極的に情報を発信しています。
- コミュニティセンターなどに福祉に関する情報を掲示していますが、共有化できるしくみづくりまでは進んでいない状況です。
- アンケート調査では、福祉サービス・施設について、ほとんど知らないと回答する人が半数近くに達し、要支援者のいる家庭でも、「どのような福祉サービスがあるかわからない」（20.5%）と「よくわからない」（15.0%）を合わせると3分の1を占め、情報提供手段の充実を今以上に図る必要があります。
- 越前町の福祉に関する情報の主な入手先として「インターネット」（35.6%）が大きく増え、50歳代以下は「インターネット」が最も高く、半数を上回っていることから、「町の広報・パンフレット・冊子など」の紙媒体の提供方法も存続しつつ、インターネットによる情報提供手段の充実が必要です。
- 越前町ホームページでは音声読み上げ機能を備えていますが、視覚障がいや知的障がいのある人など、誰もがわかりやすい表現の工夫が必要です。
- 庁内や各コミュニティセンター、社会福祉協議会各所に情報掲示板を設置していますが、情報量が多く見づらく、内容にも偏りがあるため、検討が必要です。
- 制度改正が頻繁にあるため、必要時にタイムリーに活用できる方法や住民の関心を集める方法を検討することが必要です。
- 町民が必要としている情報を提供できるよう、現在提供している情報の種類や内容について検討する必要があります。
- 地域住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員やケアマネジャーなどが常に新しい情報を保有できるよう支援する必要があります。
- 民生委員・児童委員と町内ケアマネジャー、地区三役などとの間で、個人情報提供の問題などで情報を密に交換することが難しい状況です。

□ 広報一覧

広報の種類	広報内容
町広報誌	・福祉制度全般に対する広報・制度改正など
町ホームページ	・福祉制度全般に対する広報・制度改正など
町公式ライン	・福祉制度全般に対する広報・制度改正など
子育て支援情報誌	・子育て中の保護者や母子世帯に対する支援について
子育て支援アプリ （えちぜんっこアプリ）	・子育て世代向けの情報・教室案内など
こころとからだの支援情報誌	・障がいのある人に対する支援について
介護保険ガイドブック	・介護保険の利用手引き

■ 情報の入手方法（複数回答）



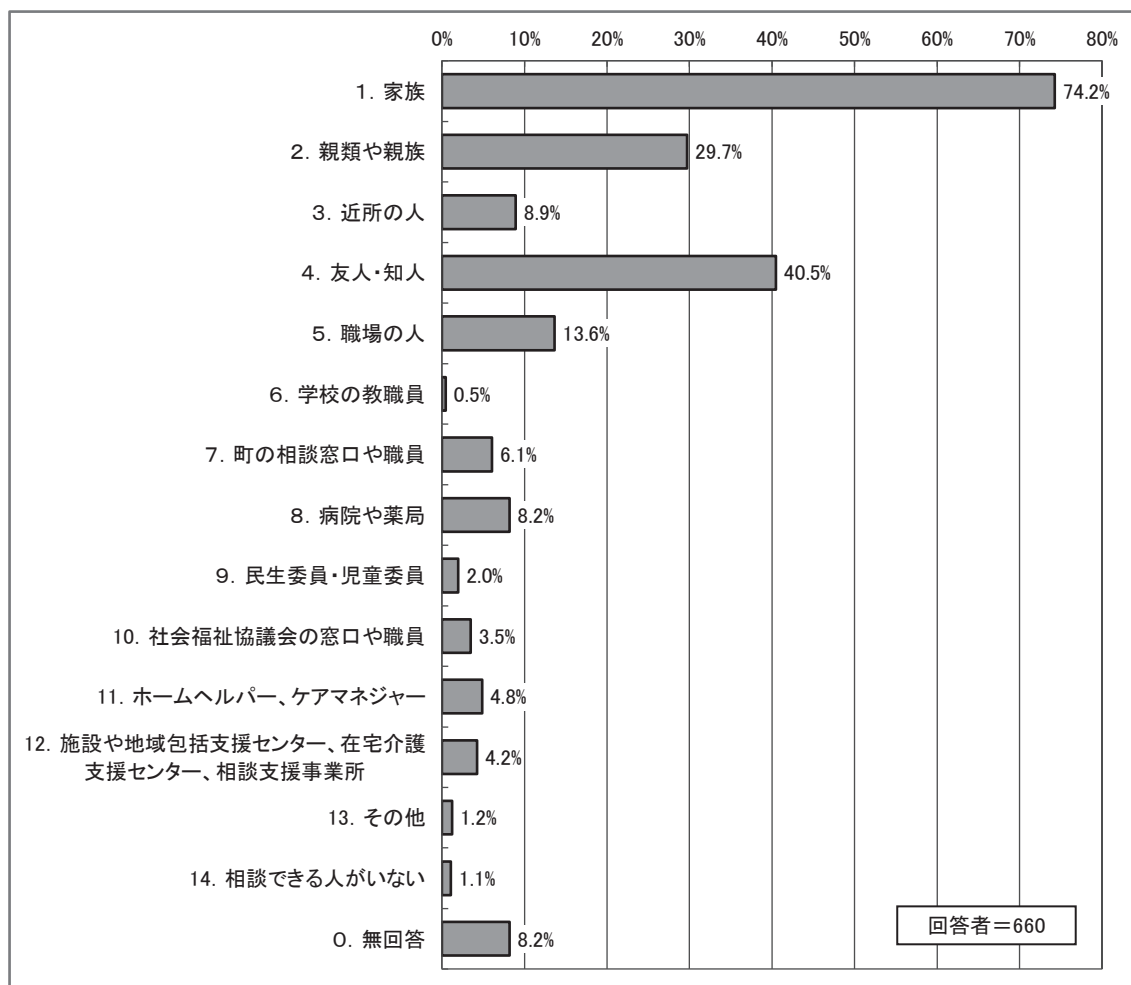
（相談支援）

- 町社会福祉協議会の「くらしの相談支援」については、専門の相談員や弁護士を困りごとや相談ごとに窓口を配置し、相談内容に応じた対応を行っています。また、電話やメールでも対応し、相談会も開催しています。その他、町内にはさまざまな相談窓口があります。
- 相談支援に関わる職員は、各種研修会に参加し、資質向上を図っています。
- アンケート調査では、悩みや不安があったときの相談相手としては家族が70%、友人・知人が40%を超え身近な人が多く、行政などによる相談窓口は5%前後で利用が少ないため、周知方法や住民が相談しやすい福祉の相談窓口について検討する必要があります。
- アンケート調査では、今後、福祉の充実のために越前町が取り組むべき施策として「保健・医療・福祉の情報提供や相談窓口などの充実」（32.3%）が最も高いことから、相談窓口の周知方法や住民が相談しやすい福祉の相談窓口について検討する必要があります。
- 制度改正があった場合は関係機関での情報共有が必要です。
- 町内すべての社会福祉施設法人では苦情解決委員会を設けて苦情解決に向けた検証や対策を検討していますが、関係機関との連携体制が課題となっています。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯などの各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが求められています。

□ 福祉に関する主な相談機関一覧

相談機関	相談方法・内容
健康保険課	方法：来所相談、訪問相談、電話相談 (R2年度の利用件数 来所相談314件、訪問相談64件、電話相談117件) 内容：健診結果に関する事 ：病気に関する事 ：健康に関する事(こころの健康含む)
子育て世代包括支援センター	方法：来所相談、訪問相談、電話相談 (R2年度の利用件数 来所相談96件、訪問相談109件、電話相談476件) 内容：基本的な生活習慣に関する事 ：児の発育・発達に関する事 ：虐待に関する事 ：育児不安・負担感に関する事 ：経済的問題に関する事 ：家族に関する事
地域包括支援センター	方法：来所相談、訪問相談、電話相談 (R2年度の利用件数 月平均49件) 内容：介護に関する事 ：虚弱高齢者の健康に関する事 ：高齢者の人権に関する事 ：在宅介護支援センターやケアマネジャーからの困難ケースに関する事
在宅介護支援センター	方法：来所相談、訪問相談、電話相談 (R2年度の利用件数 月平均206件) 内容：介護に関する事 ：健康に関する事
越前町相談支援センターさざんか (障がい者とその家族)	方法：来所相談、訪問相談、電話相談、ピアカウンセリング (R2年度の利用件数 月平均110件) 内容：障害福祉サービス制度利用 ：就労・生活相談など
越前町社会福祉協議会	方法：来所相談、訪問相談、電話相談、専用メール 内容：心配ごと相談 67件 (R2年度) ：無料法律相談 35件 (R2年度) ：生活福祉資金の借入相談 ：家族介護者支援事業 介護おはなし会

■ 相談相手（複数回答）



施策の展開

①情報提供の充実

- 誰もが必要とする福祉、サービスなどに関する情報が得られるよう、多様な媒体を活用した幅広い情報発信や情報提供のバリアフリー化を進めます。
- どの世代の町民にも情報がいきわたるように、当事者や関係者の意見を聞きながら情報誌や掲示板などの設置場所を検討するとともに、インターネットなどを活用した情報提供を充実します。
- 必要に応じ地域に職員などが出向き、サービスや制度の内容、利用方法に関する説明会や学習会を積極的に開催します。
- 支援を必要とする人に直接関わる区長や民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどの職種を把握した上で、関係団体を横断した会議や継続的な学習会を開催しながら情報を提供します。
- コミュニティセンターや子育て支援センター、「ふれあいサロン」など住民の身近な施設や交流の場において継続的に情報提供を行います。
- 地域コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターを利用した福祉に関する情報を共有化できる方法を検討します。

- 現在提供している情報の種類や内容について見直しを行い、地域福祉を推進する上で町民が必要としている情報を充実し、誰もが理解しやすい内容とします。
- 情報の発信・提供方法について継続的に評価・改善できるように、行政内部の連携体制づくりを進めます。

②身近な地域での相談体制の充実

- 地域の身近なところで気兼ねなく相談できる場や機会の充実とともに、日常生活の中で
の困りごとを含め、福祉に関する全般的な相談に応じるための相談体制について検討し
ます。
- 在宅介護支援センターや子育て支援センター、民生委員・児童委員による相談など、さま
ざまな悩みについての地域における相談窓口の充実を図ります。
- 相談支援を担う人材の資質向上を図るとともに、制度やサービスの種類、関係機関など
についても記載した相談支援対応マニュアルの作成を進めます。
- 保健や医療など専門的な相談に対応できるように、相談支援専門員やカウンセラー、関係
機関との連携体制を強化します。
- 行政、関係機関、福祉サービス事業者が連携して、苦情を適切に対応、解決していくた
めのしくみづくりを進めます。

③課題解決のための体制整備

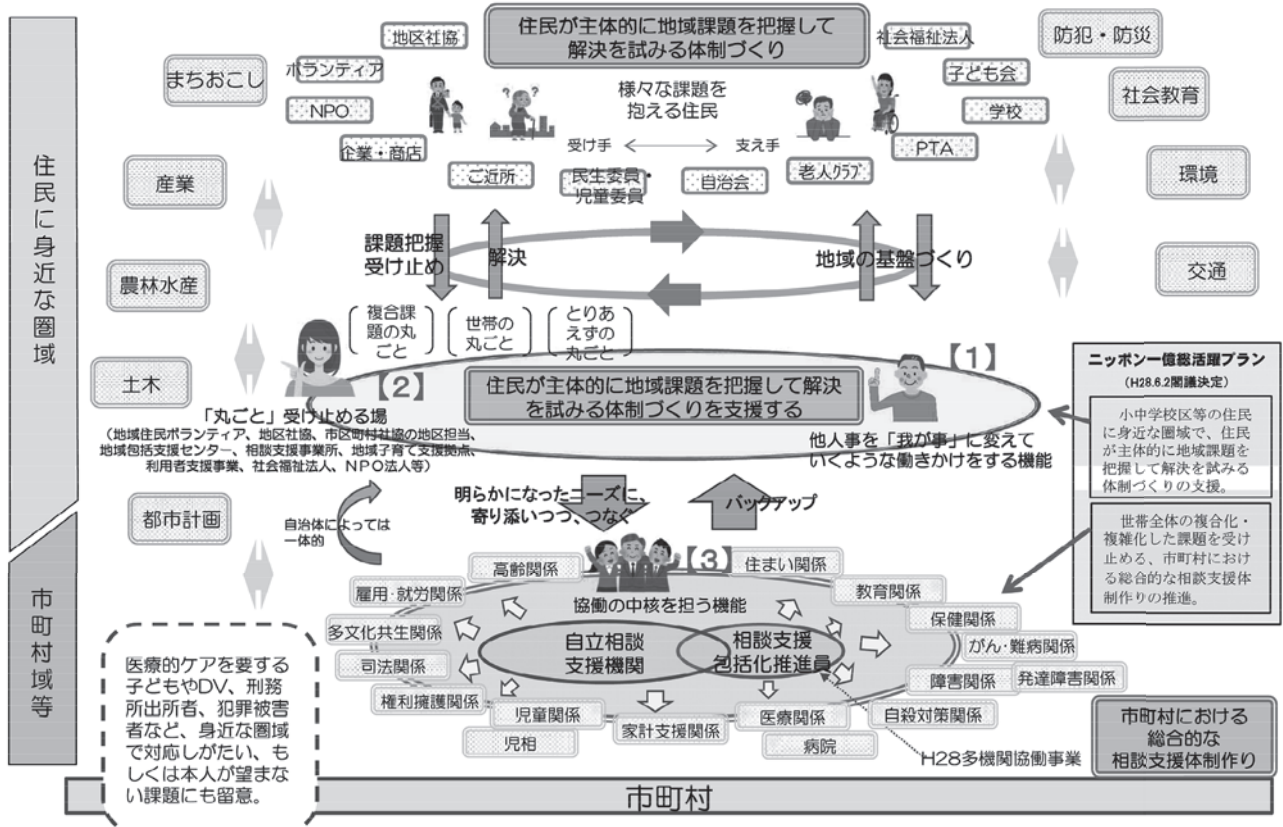
- 地域住民が地域の問題・課題に気づき、解決に向けた取組みについて話しあい、活動につ
なげる機会づくりを支援します。
- 小地域（区）での活動を支え、困難な課題に取り組むため、中地域（朝日、宮崎、越前、
織田の4地区）に設置している地域コミュニティ運営委員会や、在宅介護支援センター・
子育て支援センターなどの専門機関との連携体制を強化します。
- 各相談窓口が相談者と適切な支援機関を結びつけることができるように、保健・医療・福
祉・教育などの関係機関と連携を強化します。
- 必要な情報を共有化できるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関や福祉サービス事
業者、ボランティア団体、NPOなどとのネットワークづくりを進めます。
- 課題を抱えた町民一人ひとりのニーズを的確に把握しさまざまな相談に応じるととも
に、地域生活を支援するための情報提供や総合的・効果的なサービスを継続的に受けるこ
とができるようにケアマネジメント*体制を充実します。
- 地域住民への情報提供や要支援者への対応をスムーズに進めるため、福祉担当課、介護保
険・医療保険担当課、保健衛生担当課、地域包括支援センターほか、民生部門以外の庁内
関係部署との連絡・協働体制づくりを進めます。

*ケアマネジメント…生活が困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

＜町民・地域全体に取り組んでほしいこと＞

区分	内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報えちぜん」や町のホームページ、区からの回覧板などに必ず目を通し、自分や周りの人に必要となる情報や各種相談窓口に関する情報の収集に努めましょう。 ・一人で悩まず、民生委員・児童委員や身近な相談窓口にご相談しましょう
地域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で悩みを抱えている人には、積極的に相談窓口を紹介しましょう。

■ 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



目標指標

指標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	担当
越前町の福祉サービス・施設について「情報と知識がある」の回答割合 (地域福祉計画アンケート調査)	44.0%	80.0%	地域福祉担当 町社会福祉協議会
相談相手となる「町の相談窓口や職員」の回答割合 (地域福祉計画アンケート調査)	6.1%	20.0%	地域福祉担当
子育て支援アプリ（えちぜんっこアプリ）の登録者数	266人	500人	子育て支援担当

第5章 計画推進に向けて

第5章 計画推進に向けて

5-1 重点的に取り組む事項

「人のつながりを大切にし お互いに助けあう思いやりのまち」を実現するため、次の項目を緊要の課題として捉え、町が中心的な役割を担い重点的に取り組みます。

【小地域を中心とした地域福祉活動の推進】

地域コミュニティ運営委員会とのつながりを強化し、町民の協力のもと、「助けあい支えあい」の意識を高め、地域福祉活動の担い手を育成するプログラムや、地域の課題について話しあう場の設置、地域福祉活動を推進するリーダーの育成を進めます。

【避難行動要支援者への支援体制づくり】

町内においても令和3年7月に豪雨で被災しており、自力で避難できない高齢者や障がい者などの救助には、地域内の助けあいを基本とした支援体制の重要性が再認識されました。越前町災害時要援護者台帳への登録の推進、自主防災組織の育成と防災訓練などを積極的に開催し、避難行動要支援者が安心して避難できる体制を整備します。

【相談体制の充実】

町民にとって、より身近な相談窓口となる福祉や保健・介護などの窓口担当職員の資質向上を図るとともに、専門性の高い相談にも応じられるよう専門分野に特化した相談体制整備やさらなる充実を図ります。

5-2

町民・事業者・町の協働による計画の推進

本計画を推進するためには、町民、事業者、町の役割を明確にし、それぞれが地域社会の一員としての特性と能力を活かしながら、連携・協働して取り組むことが必要です。

町民は、みんなで支えあい、助けあう福祉のまちづくりの主体として、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であることを自覚することが大切です。そして、地域福祉の担い手として『**町民・地域全体に取り組んでほしいこと**』に示した活動に積極的かつ主体的に参加することなどが求められています。

事業者は、福祉サービスを供給する主体として町民の多様なニーズに応えるとともに、サービスの質の確保、利用者保護、事業やサービス内容の情報提供および公開、他のサービスとの連携に取り組むことが重要です。また、地域行事への参加や施設の開放など地域と積極的に関わるとともに、事業者がもつ人材やノウハウなどを活かした相談活動を行うなど、その専門性を地域に還元することが期待されます。

地域福祉の推進にあたっては、**町には**町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。特に、町民および事業者が地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供などの支援を行うとともに、連携・協働体制を構築します。

5-3

計画の推進体制の確立

【市内の連携体制の整備】

地域福祉施策の推進のためには、福祉のみならず、保健・教育・就労など、さまざまな分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

【社会福祉協議会との連携】

町社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられているため、町社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

【計画の進行管理】

計画を着実に推進するためには、計画の進行を管理する体制を確立することが大切です。そこで、「重点的に取り組む事項」に関連する施策や目標指標の進捗状況を把握し、評価・検証を行い、改善につなげていきます。評価結果については、広報誌やホームページなどを通じ公表していきます。

資料編

資料編

1. 越前町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉の推進に関する越前町地域福祉計画及び障害者の総合的な福祉施策を推進する越前町障害者計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、越前町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、越前町地域福祉計画及び越前町障害者計画の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集される策定委員会の会議は、町長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が認めたときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年5月20日から施行する。

2. 策定委員会の委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
行政関係者	丹南健康福祉センター	高 橋 久美子	
学識経験者	越前町議会	高 田 浩 樹	
	越前町区長会連合会	孝 久 幸 一	
障害福祉関係団体	越前町身体障害者協会	吉 村 春 男	
	越前町聴覚障害者協会	齋 藤 さだ子	
	越前町障害者相談員	寺 坂 律 子	副委員長
	社会福祉法人 つつじ会	山 田 弘	
地域福祉関係団体	越前町母子寡婦福祉会	平 等 智 恵	
	越前町婦人福祉協議会	城 戸 恵美子	
地域活動関係団体	越前町老人クラブ連合会	安 井 賢 二	
更生保護関係団体	丹生地区保護司会	森 下 定 信	
ボランティア 関係団体	越前町民生委員児童委員協議会	別 司 正 晴	
	越前町ボランティア連絡協議会	高 橋 健 一	
福祉関係事業者	社会福祉法人 光道園 朝日事業所	杉 本 博	
	社会福祉法人 越前町社会福祉協議会	大 橋 直 之	委員長

(*順不同)

3. 策定の経過

月 日	経 過
令和3年 6月25日	第1回策定委員会 ○地域福祉計画策定の目的について ○アンケートの内容について
7月13日～ 30日	■第4次地域福祉計画策定に関するアンケート調査実施 ・調査方法：配布回収は郵送により行った。 ・調査対象者：町内に在住する18歳以上の方の中から無作為に抽出された1,500人に無記名方式により実施した。 ・回収率：44.0%（配布数1,500票、回収数660票）
8月27日	第1回地域福祉計画ワーキンググループ会議 ○「地域福祉計画」について ○アンケート結果について ○第3次計画の進捗状況の確認について
9月～	■関係団体ヒアリング・アンケート調査実施 ・民生委員・児童委員役員（7日） ・西田中区長（17日） ・打越区長（9日） ・越前町社会福祉協議会（24日） ・丹生地区保護司会
11月17日	第2回策定委員会 ○第3次計画の進捗状況について ○第4次計画の基本理念・目標について
12月24日	第2回地域福祉計画ワーキンググループ会議 ○地域福祉計画案（基本施策）について ○目標とする指標について
令和4年 2月4日	第3回策定委員会（書面開催） ○第4次越前町地域福祉計画案について
2月2日～ 16日	■パブリックコメントの実施
3月1日	第3回策定委員会（書面決議）
3月29日	町長への報告

4. 第4次越前町地域福祉計画策定に関するアンケート調査票

あなたのために 家族のために みんなのために

アンケート調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

あなたご自身のことについておうかがいします。

問1 あなたの性別は、どちらですか。(1つに○)

- | | | |
|-------|-------|-----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他(※) |
|-------|-------|-----------|

※その他とは、性的マイノリティーを考慮した選択肢です。戸籍上の区分とは別に、ご自身の主観によりご記入ください。

問2 あなたは、どの年齢層に該当しますか。(1つに○)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20～29歳 |
| 3. 30～39歳 | 4. 40～49歳 |
| 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 |
| 7. 70～79歳 | 8. 80歳以上 |

問3 あなたは、どの地区にお住まいですか。(1つに○)

- | | |
|---------|---------|
| 1. 朝日地区 | 2. 宮崎地区 |
| 3. 越前地区 | 4. 織田地区 |

問4 あなたの居住年数は、どれに該当しますか。(1つに○)

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 1年未満 | 2. 1～2年 |
| 3. 3～4年 | 4. 5～9年 |
| 5. 10～19年 | 6. 20年以上 |

問5 あなたの家族構成は、どれに該当しますか。(1つに○)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 単身世帯(あなただけ) | 2. 夫婦世帯(あなたと配偶者だけ) |
| 3. 二世世代家族 | 4. 三世世代家族 |
| 5. その他の世帯(具体的に) | |

問6 あなたの現在の職業は、どれに該当しますか。(1つに○)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 農林漁業 | 2. 自営業およびその家族従事者 |
| 3. 会社員、団体職員など | 4. 公務員、教員など |
| 5. パート・アルバイト | 6. 学生 |
| 7. 家事専業(主婦・主夫) | 8. 無職(求職中を含む) |
| 9. その他(具体的に) | |

お住まいの地域についておうかがいします。

問7 あなたは、これからも越前町に住み続けたいと思いますか。
(1つに○)

- 1. このまま住み続けたい
- 2. 一時的に離れることはあっても、今の地域に住み続けたい
- 3. 他の市町村に移り住みたい
- 4. その他（具体的に)

【問7で「3. 他の市町村に移り住みたい」に○をつけた方におうかがいします。】

問8 住み続けたくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 自然環境が少ないから
- 2. 交通の便が悪いから
- 3. 立地が悪いから
- 4. 教育環境が良くないから
- 5. 食材が乏しいから
- 6. 歴史や文化がないから
- 7. 買い物が不便だから
- 8. 治安が悪いから
- 9. 騒がしく暮らしにくいから
- 10. 福祉が充実していないから
- 11. 近所付き合いや人間関係が悪いから
- 12. その他（具体的に)



地域の福祉についておうかがいします。

地域福祉

住みなれた地域の中で、子どもからお年寄りまで障がいのある人もない人も全ての住民が自分らしく安心して生活を送るために、地域住民、事業所、行政などが協働して、活躍できる場をつくることです。

問9 あなたの地域福祉に対するの思いとして、近いものに○をつけてください。

(1つに○)

1. 行政が進めていくもの
2. 社会福祉協議会が進めていくもの
3. 区を中心に、近隣や民生委員などが手を取り合って進めていくもの
4. 行政、社会福祉協議会、民生委員、区の住民などが協力して作り上げるもの
5. 個人、家族が努力して作るもの
6. その他（具体的に _____)
7. わからない

問10 あなたがお住まいの地域では、どのような福祉活動がありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 子どもの見守り、防犯活動、子育て支援など
2. 一人暮らしの高齢者などの見守り、声かけ、安否確認など
3. 障がいのある方々との交流
4. 健康教室や介護予防教室（つるかめ教室など）、高齢者サロンなど
5. 介護やボランティア講座などの学習会の開催
6. 自主防災や災害時支援活動
7. その他（具体的に _____)
8. 特に行われていない
9. よく知らない

問11 あなたは、お住まいの地域の様々な住民活動（区の清掃活動や祭り、子供会、PTAなど）への参加について、どのように感じていますか。(1つに○)

1. 地域の活動には積極的に参加したいと思う
2. 負担にならない程度で参加したいと思う
3. 地域の一員なので仕方なく参加する
4. 自分の生活や時間を優先したいので、地域の活動はあまり参加したくない
5. 地域との交流はあまり持ちたくないで参加しない
6. その他（具体的に _____)
7. わからない

問12 あなたがお住まいの地域には、どのような課題や問題があると感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 地域の人たちとのつきあい方
2. 高齢者や障がい者が暮らしやすい施設や住宅・道路の整備
3. 高齢者や障がい者などの介護
4. 高齢者や障がい者の雇用
5. 高齢者や障がい者などの災害時の支援
6. 一人暮らし高齢者や障がい者などの生活支援
7. 高齢者や障がい者の社会参加や生きがい
8. 子どもの遊び場
9. 地域と学校教育の連携
10. ひとり親家庭の子育て
11. 青少年の健全育成
12. 防犯・防災など地域の安全
13. 家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス、高齢者や児童への虐待など）
14. 健康づくりについての意識や知識
15. ひきこもり
16. その他（具体的に：)
17. 問題があるとは感じていない

問13 地域（町内や地区）の住民が支え合って生活していくしくみを作るために、あなたが特に必要だと思うことはどのようなことですか。（3つまで○）

1. 住民自らが進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること
2. 町内会や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること
3. ボランティアやNPO（※）の活動を盛んにすること
4. 支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保
5. 支える人と支えられる人を調整する機関
6. 支え合いのきっかけとなる事業の創設と推進
7. 地域の課題を共有するための連絡会やネットワークの形成
8. コミュニティセンターの地域活動の機能を強化すること
9. 多様性を認め合い、支え合う意識づくり
10. 事業者、ボランティア・NPOと住民組織との連携
11. その他（具体的に：)
12. 特に必要と思うことはない

※NPO

Non Profit Organization（非営利組織）の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な活動を行う民間組織です。利潤目的ではなく社会的な公益活動を行うことを目的とした組織・団体のことを指します。この場合の非営利とは、利潤をあげないのではなく、利益が出た場合に内部で配分しないことを示しています。

福祉サービスについておうかがいします。

福祉サービス

介護サービス、障害福祉サービス、保育所（園）や子育て支援などの児童福祉サービス、生活保護、生活困窮者支援、施設入所など、支援を必要とする人が安心して日常生活を送るためのサービスです。

**問 14 あなたまたはご家族は、次のような状況で支援を必要としていますか。
（あてはまるものすべてに○）**

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1. 高齢で要介護・要支援・ひとり暮らしなどの状態 | |
| 2. 障害がある | |
| 3. 妊娠、子育て中 | 4. 病気などで体が弱い |
| 5. ひとり親家族 | 6. 経済的な理由で生活が困窮している |
| 7. ひきこもっている | 8. 仕事がない |
| 9. その他（具体的に | ） |
| 10. 特にな | |

【問 14 で 1 から 9 に ○ をつけた方におうかがいします。】

問 15 現在、福祉サービスを利用していますか。あてはまるものに○をつけてください。（1つに○）

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 現在福祉サービスを受けている | |
| 2. 福祉サービスを受けたいが受けていない | |
| 3. 福祉サービスは受けたくない | |
| 4. どのような福祉サービスがあるかわからない | |
| 5. その他（具体的に | ） |
| 6. よくわからない | |

問 16 あなたは、越前町の福祉サービスや福祉施設などについて、どの程度ご存知ですか。（1つに○）

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 十分な情報と知識があると思う | |
| 2. 十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う | |
| 3. ほとんど知らない | |
| 4. その他（具体的に | ） |

問 17 あなたは、生活で困ったことが生じた場合、情報を主にどこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 町の広報・パンフレット・冊子など | 2. 近所の人および地域の人 |
| 3. 民生委員・児童委員 | 4. 社会福祉協議会 |
| 5. 福祉推進委員 | 6. 病院などの医療機関 |
| 7. 新聞 | 8. テレビやラジオ |
| 9. 市販されている書籍や雑誌 | 10. 家族や友人・知人 |
| 11. インターネット | 12. ケアマネジャー、相談支援専門員 |
| 13. その他（具体的に) | 14. どこからも得ていない |

問 18 あなたは、悩みや不安があったとき、主に誰に（どこに）相談していますか。（3つまで○）

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| 1. 家族 | 2. 親類や親族 |
| 3. 近所の人 | 4. 友人・知人 |
| 5. 職場の人 | 6. 学校の教職員 |
| 7. 町の相談窓口や職員 | 8. 病院や薬局 |
| 9. 民生委員・児童委員 | 10. 社会福祉協議会の窓口や職員 |
| 11. ホームヘルパー、ケアマネジャー | |
| 12. 施設や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、相談支援事業所 | |
| 13. その他（具体的に) | 14. 相談できる人がいない |



生活困窮者自立支援についておうかがいします。

**問 19 あなたもしくはあなたの身近に、生活に困窮している方はいますか。
(1つに○)**

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

【問 19 で「1. はい」に○をつけた方におうかがいします。】

問 20 生活に困窮している方は何に困っていますか。(3つまで○)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 収入・生活費のこと | 2. 病気や健康、障がいのこと |
| 3. 税金や公共料金などの支払いについて | 4. 仕事探し、就職について |
| 5. 家賃やローンの支払いのこと | 6. 家族との関係について |
| 7. 債務について | 8. 住まいについて |
| 9. 介護のこと | 10. 仕事上の不安やトラブル |
| 11. ひきこもり、不登校 | 12. 子育てのこと |
| 13. 地域との関係について | 14. ドメスティック・バイオレンス、虐待 |
| 15. 食べるものがない | |
| 16. その他（具体的に |) |

再犯防止についておうかがいします。

問 21 再犯を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 保護観察官や保護司の指導の充実 | |
| 2. 住居などを確保し生活基盤を築かせる | |
| 3. 被害者などの心情を理解させる | |
| 4. 地域ぐるみで立ち直りを援助する | |
| 5. その他（具体的に |) |
| 6. わからない | |

問 22 犯罪や非行をした人たちの立ち直りにどのような協力をしたいと思いますか。(3つまで○)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 社会を明るくする運動に参加 | 2. 更生保護施設などにお金や物品を寄付 |
| 3. 犯罪や非行を防止する団体に参加 | 4. 協力雇用主として雇用 |
| 5. 直接会って継続的助言や援助をする | |
| 6. その他（具体的に |) |
| 7. 特にない | 8. わからない |

ボランティア活動、住民の支え合い活動についておうかがいします。

問 23 あなたは、近所の人とどのようなつきあいをされていますか。(1つに○)

1. お互いに相談したり、普段の生活で協力しあっている
2. 立ち話をする程度のつきあいがある
3. あいさつ程度の最小限のつきあいである
4. つきあいは全くしていない

問 24 あなたは、近所の人とのかかわりについてどのようにお考えですか。
(1つに○)

1. お互いに心から打ち解けられる関係を築きたい
2. 近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい
3. 近所の協力はあてにせず、自分のことは自分でやりたい
4. 近所の人とのかかわりより、自分の生活や時間を大切にしたい
5. その他(具体的に)

問 25 あなたは、今までにボランティア活動(※)に参加したことがありますか。
(1つに○)

1. ある
2. ない

※ボランティア活動

ボランティア活動とは、自発的に、他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない活動です。活動者自身にとっては、活動を通じて新たな発見や自己啓発につながるなど、自分自身を豊かにするとともに、生きがいを生み出すことも可能です。

【問 25 で「1. ある」に○をつけた方におうかがいします。】

問 26 どんな活動に参加したことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 子育てを支援する活動
2. 高齢者の生活を支える活動
3. 障がい者の生活を支える活動
4. 保健、医療に関する活動
5. 青少年の健全育成に関する活動
6. 国際交流に関する活動
7. 自然や環境保護に関する活動
8. 男女共同参画に関する活動
9. 地域振興や産業振興に関する活動
10. スポーツ、文化、レクリエーションに関する活動
11. 災害時、被災地のために復旧・復興の手伝いを行う活動
12. まちづくりなどに関する活動
13. 防災、防犯、交通安全活動
14. その他の活動(具体的に)

【問 25 で「1. ある」に○をつけた方におうかがいします。】

問 27 参加したきっかけは、何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自己啓発ややりがい求めて
2. 身近に支援を必要とする人がいたから
3. 福祉に関心を持ったから
4. 新聞やテレビの報道を見て関心を持ったから
5. 友人、知人、家族などの周りの人に勧められたから
6. 生徒会やPTAなどの関わりから
7. 宗教上の関わりから
8. 社会福祉協議会や福祉施設、団体などから募集があったから
9. その他（具体的に)

問 28 皆様におうかがいします。あなたは、地域でボランティア活動を広げるためにどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

1. 学校でのボランティア活動を活発に行う
2. ボランティアに経済的負担がかからないよう経費を援助する
3. ボランティアとボランティアを必要とする人をつないでいく
4. 企業ボランティア休暇制度を社会に広める
5. ボランティア活動に関する相談や活動の中心となる場所（ボランティアセンターなど）の設置
6. ボランティアの活動内容を積極的にPRする
7. ボランティア講座や研修会を開催する
8. その他（具体的に)
9. 特に必要なことはない
10. わからない

越前町ボランティアセンターでは、
ボランティアを募集しています。



成年後見人制度についておうかがいします。

問 29 あなたやあなたの家族が、判断能力が十分でなくなってきた場合に成年後見制度（※）を利用したいと思いませんか。（1つに○）

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 今、利用したい | 2. 将来、利用したい |
| 3. 利用したくない | 4. どちらともいえない |

※成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人など）がその人の預貯金の管理など（財産管理）や日常での様々な契約など（身上監護）をしていく制度です。成年後見人などは、本人が単独で行ってしまった誤った契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行ったります。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

【問 29 で「1. 今、利用したい」または「2. 将来、利用したい」に○をつけた方
におうかがいします。】

問 30 あなたの代理人となる成年後見人には誰になってもらいたいですか。
（1つに○）

- | |
|----------------------------------|
| 1. 親・子・配偶者・兄弟姉妹などの家族や親戚の人 |
| 2. 家族や親戚以外の後見人の研修を受けた人 |
| 3. 弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士などの専門職の人 |
| 4. 司法書士で組織された社団法人や社会福祉協議会などの法人後見 |
| 5. その他（具体的に) |

これからの福祉のあり方についておうかがいします。

問 31 日常生活において困ったことが起きた場合でも、誰もに住みなれた地域で生活していくために必要な手助けは、誰が（どこが）行すべきだと思いますか。
（3つまで○）

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1. 支援を必要とする人の家族 | 2. 地域の住民 |
| 3. 行政機関（役場など） | 4. 社会福祉協議会 |
| 5. 福祉や保健のサービスを提供する施設や事業者 | |
| 6. ボランティア団体・NPO法人 | |
| 7. 民生委員・児童委員 | 8. 町内会・自治会 |
| 9. 福祉推進委員 | |
| 10. その他（具体的に) | |
| 11. わからない | |

問 32 今後、福祉の充実のために越前町が取り組むべき施策として、次のうちどれを優先して行うべきだと考えますか。(3つまで○)

1. ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援、拠点の整備
2. 地域の支え合い活動の充実
3. 福祉人材の確保・養成
4. 保健・医療・福祉の情報提供や相談窓口などの充実
5. 健康増進・維持のためのサービスの充実
6. 高齢者や障がい者の生きがいや社会参加のための事業の拡充
7. 在宅生活が続けられるサービスの充実
8. 誰もが利用・移動しやすい道路・建物などの整備
9. 防犯、防災の安全対策の充実
10. 福祉教育の推進
11. 子育て支援の充実
12. 子どもが安心して楽しく遊べ、学べる環境の整備
13. 子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備
14. 地域と学校との連携強化
15. 高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備
16. 生活困窮者の支援
17. 成年後見制度など権利擁護の推進
18. その他(具体的に)

問 33 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現していくためには、何が最も重要だと思えますか。ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

第4次越前町地域福祉計画

令和4年3月

越前町

所在地：〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

電話：0778-34-1234(代表) FAX：0778-34-1236
